

第二章

変わりゆくまちの姿

第一節 母なる五条川と桜

五条川改修工事

河川改修する前の五条川は、蛇行によって大雨が降ると越水し農作物に被害が及ぶことも多かったため、大口村だけでなく、下流の岩倉町をはじめ流域自治体にとっても河川改修は悲願であった。

一九二六（大正十五）年には、五条川沿いの自治体が五条川改修工事期成同盟会を結成し、愛知県及び内務省に改修工事を請願した。その結果、一九三二（昭和七）年から、下流の新川合流点を起点として改修工事が始まった。岩倉地区まで工事が進んだところで、満州事変により工事は中断したものの一九四〇年には再開し、一九五三年に完工した。

村内においては、一九四七年に最下流である豊田地区内で工事が始まり、一九五一年には荒井堰（せき五条川が木津用水に合流し、水門から再び五条川として分岐する地点）まで進んでいる（2-2-1・2）。村の五条川改修工事負担金は、一九五〇年度に決算額三二万六九四円、一九五一年度に予算額二〇万円、一九五二年度に一一万円、一九五三年度に六万円をそれぞれ計上している。

	区間（工事距離 m）	工費（万円）
一九四七年度	布袋曾本内地内 ↳大口豊田内地内	八〇
一九四八年度	曾本用水取入口 ↳御供所大之瀬橋	六〇〇
一九四九年度	御供所大之瀬橋 ↳大屋敷五条橋	一四〇〇
一九五〇年度	大屋敷五条橋 ↳小口高岡街道	一五四〇
一九五一年度	小口内地内 ↳荒井溢流堤	一二〇〇
計		四八二〇

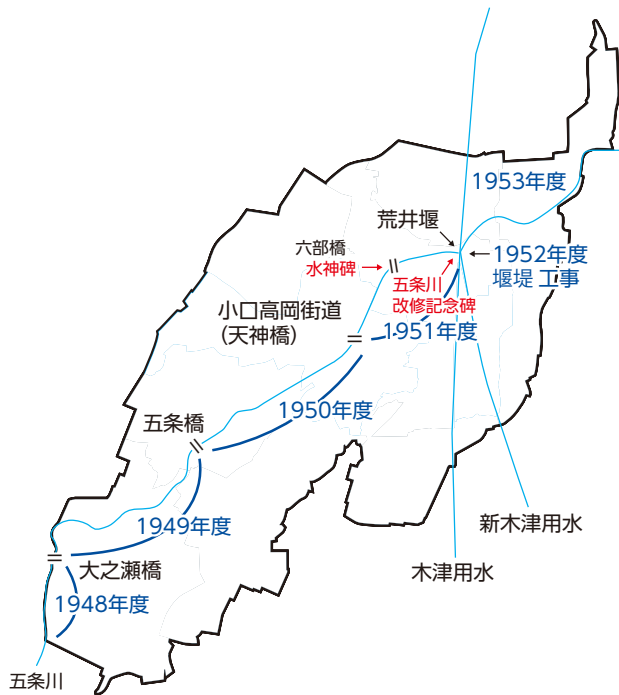
2-2-1 五条川改修工事年表
（『大口町史』）

改修工事の完了後は、一九五四年度補正予算で「五條川改良工事記念碑建設費負担金」として二〇万円計上し、記念碑が建立された。

この補正予算によって建てられた「五條川改修記念碑」は、現中小口三丁目地内の柿野橋西側に所在し、碑文には、一九五二年中に荒井堰まで工事を進め、翌一九五三年に河北地区の河川改修を終えた」と記されている(2-2-3・4)。

また、大口村大字小口中組(現中小口地区)が改修を記念して、現城屋敷一丁目地内の六部橋西側に水神碑を建立しており、石碑裏面の碑文には、一九五一年三月に荒井堰まで改修が完了したことが確認できる(2-2-5・6)。

これら二基の石碑の碑文に加え、「昭和二十八年大口村事務報告書」より村内のうち、荒井堰より上流の河北地区こぎたの五条川改修工事は一九五三年度に完了していることがわかる。



2-2-2 五条川河川改修工事区間及び記念碑位置図

本邦古來農業を以て本となす 即ち良田を啓いて瑞穂を培ひ 以て民族の生存を伝統す 則ち悪水を排して灌漑を便す 利用厚生の途是に於て起る 惟ふに尾北の地開辟数千年由來漸し 五條川は往昔幼川又於曾那川とも称し源を尾州東北端の黒平山に發し入鹿池を通じ西流丹羽郡の中央を西南に注ぎ海部郡萱津に至り新川に合流す 比間多数の悪水を併せ 亦用水の数川を合し 且つ至る所分派灌漑し 地方一帯の田面と潤澤す 所謂農業上重要水路の一となす 然りと雖も旧來自然河川の態をなし 路線屈曲 河積狹隘 就中堤塘不備にして一旦暴雨に際し 濁流横溢し被害頻々 或は連年に互る沿線の住民惴々 其危惧に堪へず 近世に至り大正の末関係町村合議協力し 既成同盟会を組織鋭意孜孜之れか工事を懇願せしかば 至誠遂に政府当局に通し 国庫及び県費の補助を蒙るに至る 是に於て本県の指導に基き 施工方法を下流より上流に及ぼし 昭和十三年丹羽郡岩倉町地域に達す 惜む可し支那事變勃発のため中止するに至る されど改修の続行は焦眉の急を告げ沿川住民の渴仰を諒とし関係代表者の嘆願に因り遂に政府は昭和十五年度より復工を認む 時に軍国多端の間 之れが強行は絶無にして僅有の事と称す 是より次で岩倉町より工を上流に進め全廿二年に及んで大口村域に達し 先づ豊田地区より施工 大屋敷小口を経て全廿七年木津用水荒井分水點の元杖及び溢流堰堤を築き 全廿八年河北地区を修備して 茲に大口村全区域の改修を卒ふ 斯て此水路に因る灌排兩通向來子孫の恩恵に浴する奈何ぞ蓋し地方産業の軒昂期して俟つ可し 乃ち此功勞者を下記に勤して不朽に伝ふ

昭和三十乙未年三月建之

大口村

故内務次官代議士	加藤 鯛一
故県会議長大口村長	野田 正昇
内務省技師	水谷 鏘
愛知県技師	高木 哲之助
故木津用水組合會議員	松永 恒三郎
一宮土木出張所長	永草 正夫
愛知県技師	淺野 保一
大口村長	仙田 賢弑
建設委員長大口村長	社本 銳郎
撰文 小牧山下	津田 應助
筆 大口村	高木 天仙

改修記念

五條川は慶応の昔入鹿池氾濫以来河床の広狭一定せず堤防亦見
 る可き処なし 依て昭和十四年七月沿川町村により五條川改修
 期成同盟会を結成し当局に改修の必要を具申す 而て翌年下流
 より遂次改修に着工され昭和廿三年四月同廿六年三月の間に於
 て本村大乃瀬橋下流百米より荒井溢流堤まで延長五千二百七十
 五米完成す 之に要せし土地六万六千六百五十二平方米 架橋
 十七堰埭六箇所 出役延十二万人 工費は国庫支出により四千
 八百二十万円也 其他美田を供し地元民相携えて本工事に参画
 し土砂の堀鑿運搬築堤及架橋作業等流汗淋漓能く其完遂に精根
 を傾注せり 視る者感激の他なし 併て道路の拡充と大口北小
 学校々庭の拡張並にプール設置も亦天恵の余沢として完成す之
 本工事に關係せし県係員の盡瘁と地元民の努力によるものなり
 茲に 御水神を祀り水利の潤沢と流域の豊穰併て村中安泰を祈
 念し 本鴻業の録となす

昭和廿九甲午歳二月建之

丹羽郡大口村大字小口中組

2-2-5 水神碑の碑文



2-2-4 五條川改修記念碑 (2021年撮影)



2-2-6 水神碑 (2021年撮影)

桜の植樹事業

一九五二年、村長であった社本鋭郎しゃもとえつろうは村内融和と村民の憩いの場づくりのため、私費を投じてソメイヨシノの苗木を購入し、村民に呼び掛けて五条川堤に植樹を敢行した（2―2―7）。その際、春には桜、秋には紅葉が楽しめるように、カエデも植樹している。流域住民の協力のもと進められた植樹事業であったが、河川を管理する国や県の許可がなかなか下りず、五条川沿いに水田を持つ地主からは苗木が成長すると日陰になるという理由で、反対の声も少なくなかった。

人々の想いが込められた苗木は大きく育ち、五条川は桜の名所といわれるようになり、一九九〇年（平成二）年には「日本のさくらの名所百選」（財団法人日本さくらの会）に選ばれ、町の大きな魅力となった。



2-2-7 河北地区での植樹風景（1953年頃）

社本村長の五条川への想い

社本村長（当時）の次男宮明氏に、話をうかがいました。明治以来、五条川の水を使って水車業を営んできた社本家にとって、五条川への感謝の念は強く、特に父鋭郎はその思いが強かったと思います。村長として、村内融和と村民の憩いの場づくりのため、桜を五条川堤に植えようと考えたのですが、個人的には五条川への感謝の思いから、「稼業を育んでくれた母なる川を美しい花で飾って、地域の人々に末永く残る財産として贈りたい」という願いもありました。会社の用事で移動するとき、私が運転をするときが多く、五条川沿いを通ると車を止めるように言われ、気になった背の高い草を取っていました。晩年、桜と交互に植えたカエデが思うように育たなかった様子を見て、「カエデは、うまくいかんかったなあ」と、よくつぶやいていました（2―2―8）。



2-2-8 紅葉するカエデ（2020年撮影）

五条川の改修と桜の植樹の記憶

五条川の改修工事をよく見ていました。重機もなくトロツコを使って川底の土を地上にエンジンを使って巻き上げていました。改修が完成してから植樹していました。
（昭和九年生まれ）

小学校六年生（昭和二十六年）の時、窓際の席で授業中によく外を見ていたので、先生によく叱られました。ちょうど、河川改修の工事をしていましたから、川底の工事で物珍しい機材が多く、飽きもせず毎日、外の工事を見てしまいました。
（昭和十四年生まれ）

昭和二十七年に現大口町秋田から上小口に嫁入りした私は、年末に里帰りする際、義母が自転車の後ろに私を乗せて送ってくれました。五条川沿いの未舗装の道を転びそうになりながら走りましたが、堤防には桜の木が途切れることなく植えられていた記憶があります。
（昭和七年生まれ）

小学校六年生の時にみんなで植樹をしました。北小から下流に向かって植樹し、当時は山羊が川辺につながれており、苗木をかじってしまったこともありました。
（昭和十五年生まれ）

桜を守る活動

五条川堤に植樹された桜はソメイヨシノであり、全国的に戦後の桜の植樹でよく使われてきた。しかし、ソメイヨシノ自体の歴史は浅く、病原菌に弱いことから寿命は五〇年から六〇年になると老衰期に入る。五条川の桜並木も、植樹から五〇年以上が経過し、樹勢に衰えが見えはじめていた。二〇〇八（平成二十）年以降、町と町NPO登録団体・流域住民が協力して、桜を保存する動きが始まった。

桜の根に絡みつき養分を吸い上げる雑草、特にササやススキを草刈りによつて駆除し、さらに施肥により養分を補った。また、ソメイヨシノは日差しを好み、枝を幅広く横に張り成長する一方で、枝が重なり混み合うと十分な光が得られず下枝は枯れて腐り、病原菌が侵入しやすくなる。そこで枝が光を受けやすくなるため、剪定や間伐をおこない、切り口には薬を塗った。さらに、毛虫の発生は場所によって時期がずれるため消毒の時期や回数进行研究した。これらの活動を樹木医の指導のもと進めた。

二〇一三年、町は五条川の桜並木に対し県の占用許可を取得した。桜の植栽当時から、河川管理上、堤防への工作物の設置や植栽は厳しく制限されており、これまで県は、

歴史的な経緯を尊重し、撤去まで求めないものの、公に桜の維持管理を認めなかったため、町は県と協議を続けていた。二〇一九（令和元）年、再度協議した結果、いくつかの条件のもと、維持管理が認められ、新たに植樹することが可能になった。

おおぐち観鋭桜

町内の津島社（秋田一丁目地内）と諏訪社（高橋一丁目地内）には、五条川のソメイヨシノよりも少し早く花が咲く桜が自生している。二〇一四年、両地の桜の木をDNA鑑定したところ、エドヒガン系の種であり、樹齢は一〇〇年を超え、遺伝子的に近縁であるという結果が出たため、町にとって貴重な財産であることが判明した。しかし、両桜とも樹勢が衰退していたことから、二〇一五年、クローン培養技術により苗木をつくり保存・継承を目指し、二〇一六年にクローン培養技術で小さな苗木が誕生した。

この苗木は、これまで確認されている品種ではなかったことから商標登録するため、同年十一月に五条川堤の桜並木の生みの親である社本鋭郎（しゃもとえつろう）にちなみ、桜の名前に「鋭」の字を入れることを条件に名称を公募した。そして、町民

の投票を経て、名称を「おおぐち観鋭桜」と決定し、二〇一八年三月二日に商標登録した（二―二―9）。

二〇一九年十一月、多世代が集う憩い広場に初めて苗木を植えた（二―二―10）。五条川堤の桜もソメイヨシノから「おおぐち観鋭桜」へ徐々に植え替えており、町民に親しまれている。

	事 柄
2016年度	2015年に作成したクローン培養を、試験管培養から始め、フラスコ培養、インキュベーター（恒温器）による培養まで育成。
2017年度	インキュベーター培養を経たポット苗を徐々に通常の空気に慣らすため、温室で育成。
2018年度	温室で育成した苗を、ほ場で育成し、高さ80cm以上まで成長したものを町へ納品。

2-2-9 クローン培養技術による大口町古代種桜の苗木育成事業委託の内容（3か年計画）



2-2-10 「おおぐち観鋭桜」とその開花（2021年撮影）



2-2-12 焼き菓子（ブッセ）



2-2-11 純米酒「あぐち」

桜を生かす

地産地消費資源が注目される中、大口町商工会が主導して、桜の花びらから「五条川桜」と名付けられた酵母を開発し、これを使った純米酒「あぐち」（2-2-11）、桜酵母からできた酒かすと地元産の米粉を使った焼き菓子（ブッセ）が誕生した（2-2-12）。

総合治水

町域内を流れる河川は、五条川をはじめ庄内川の支流にあたるため、庄内川水系である（第一編第一章第一節）。これらの河川は降雨や降雪が流入し、最終的に新川を経て庄内川へ流れ込むため、流域としても庄内川流域となる。その流域に加え、河川に関連した土地利用地域や氾濫原を含めた範囲のことを流域圏と呼んでおり、町内の河川は周辺自治体を含める河川とともに新川圏域とされている（2-2-13）。

新川圏域は一九六五年以降、水害が頻発した。これは、圏域の開発にもなつて洪水の流出形態が変化したことが原因の一つに挙げられる。このため、圏域の開発と治水の関係を技術的に検討する必要がある、さらに、早急な治水安全度の向上には、河川対策のみならず流域対策を含めた効果的な治水対策に取り組む必要があった。

県は、一九八〇年に新川流域総合治水対策協議会を設置し、一九八二年には新川流域整備計画を策定して総合的な治水対策を講じた。その後、二〇〇〇年九月に発生した東海豪雨により新川圏域は甚大な被害を受け、全国各地においても同様な豪雨被害が相次いだことから、国は二〇〇四年に特定都市河川浸水被害対策法を施行した。

これを受けて二〇〇六年に全国で二番目となる特定都市河川及び特定都市河川流域に新川圏域が指定され、新川流域水害対策計画を策定し、圏域での連携を強めて効果的な浸水被害対策が実施された。県では、二〇〇七年に新川圏域河川整備計画を策定した。町内においては、合瀬川と青木川放水路が本計画において整備対象になった。



2-2-13 新川圏域地図（『一級河川庄内川水系 新川圏域河川整備計画』）

合瀬川の整備

合瀬川は、犬山市橋爪東地先を起点に、五条川と合流した後、荒井堰にて再び五条川と分派して南流し、新川に合流する人工の農業用水である。

その歴史は、一六五〇（慶安三）年に入鹿池の灌漑水量が不足したことから、農業用水として木曾川の派川である一之枝川分岐地点跡から取水し、五条川と交差して南下する木津用水を開削したことから始まる。この用水の中下流部が現在の合瀬川となり、小牧山から東にあたる尾張丘陵北側の地域の排水も担った。

さらに一六六四（寛文四）年、入鹿用水・木津用水の恩恵を受けない春日井原と呼ばれる原野とその下流の灌漑を目的として、小口村の木津用水・五条川交差地点から分水し、薬師川を経由する新木津用水が開削され、八田川に流入し庄内川へ合流した。

合瀬川の改修は、一九五九年から中小河川事業により改修がおこなわれ、その後新川水害対策計画において、小牧市岩崎原新田から木津用水合流点までの河道改修計画が策定された。二〇一八年には、七・八月に発生した愛知県・岐阜県における豪雨により、五条川と合瀬川で越水し、国

道四一号が冠水するなど浸水被害が発生した。この問題を解決するため、同年に災害対策緊急事業推進費により合瀬川の改修に着手し、木津用水合流地点までおこなわれた。

青木川放水路事業

五条川が西から南に流路を変える町南部の御供所一丁目地内では、雨が多く降るたびに左岸側（大口町側）で越水が発生した。原因は、流路の屈曲地点であることに加え、昭和用水（昭和川）の合流地点とも重なっているからであった（2-2-14）。

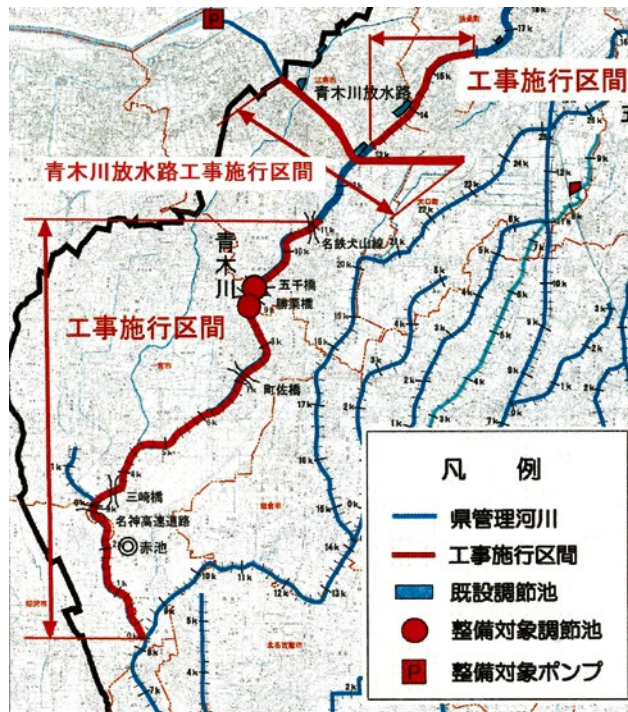


2-2-14 五条川流路図（御供所一丁目地内）

青木川は犬山市上野から端を發し、扶桑町・江南市・一宮市・稲沢市を通り五条川に合流する。流路は一之枝川の名残りであり、元の水源は江南市前野町に存在した。同地内のしみず公園には、「青木川水源地」と刻まれた石碑が残っている。

一九五五年以降、青木川流域は名古屋市のベッドタウンとして急速に發展し、田畑が宅地へと変わった。このため、雨が降ると青木川をはじめ、流域沿いの低地に雨水が集中し、青木川は川幅が広くないため、すべて下流へ流すことができず、住宅・道路が浸水する被害が発生した。

青木川自体は河川改修事業が進められているが、新川圏域としては、青木川放水路事業がある。これは、新川上流域の慢性的な浸水被害を早期に解消・軽減するため、江南市の般若川・青木川・昭和川に町内の奈良子川を含めた計四河川の水の一部、木曾川に排水する地下放水路整備事業であり、二〇一二年五月より昭和川から木曾川まで約5kmの区間で供用を開始した。二〇一八年に発生した五条川と合瀬川での越水により、中断していた青木川放水路事業は、昭和川調節池から奈良子川調節池までの区間で工事が再開された(2-2-15)。



2-2-15 青木川河川整備計画地図 (「一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画」)

第二節 土を生かす

ほ場整備事業

ほ場とは、水田や畑など農地のことで、ほ場整備とは農地の区画整理・農道の整備・農業用排水路の整備を指す。

一九五〇（昭和二十五）年以降、国全体の農業は農地改革により農民の営農意欲が高まったものの、農民の所得水準の向上が進まなかった。一方、工業生産の拡大による経済成長は工場労働者・都市労働者の所得を向上させ、両者の格差が拡大するとともに、農村部から都市部へ大量の人口流出を引き起こし、農業人口の急激な減少をもたらした。そこで、農業の生産性を向上し、農家所得の増加を図るため、一九六一年、国は農業基本法を制定し、農業構造改善事業が一九六二年から開始された。

町内は、米麦中心の純農村地帯で、用水・農道の不備、区画の不整形・狭小により労働力の浪費が大きく、農業経営の安定を図る必要があった。一九六四年度から農業構造改善事業に取り組み、大型農業機械で作業可能な農地の大規模化（一区画三〇a基準）・集団化・道路及び用排水路の整備などをおこなう県営ほ場整備事業が始まり、一九六五

年十二月二十二日に大口町土地改良区設立の許可を得た。

事業は減歩という農地の提供など農家の大きな負担がともなったため反対もあったが、一九六五年度から一九七三年度にかけて各工区が結成され、町内全域（現面積一三・六一km²）の耕地など（約七四〇ha）が七工区に分けられ工事が実施された。その結果、約七七kmの農道、約六六kmの用水路、約六五kmの排水路を含む整備がおこなわれた。ほ場整備事業は県営事業のほか、町土地改良区主体の事業もおこなわれている（2-2-16）。

道路の整備は農道の新設・改廃に加え、一九五五～六六年度の工場誘致による工場の立地状況と、一九六四年の道路整備計画決定による県道・国道の配置も含めて進められ、道路網整備の礎となった。農地の換地本登記が完了し、土地改良事業が全て終了したのは二〇〇九（平成二十一）年九月であった。改良区によつては、整田碑が建立された（2-2-17）。

大口町土地改良区の特徴として、換地処分にあたり国土調査を併用し、地区外を含め旧大字を廃止して、現在の丁目制度を導入することにより、住所表示の近代化を図ったことが挙げられる。

工区名	地区名	換地面積 (ha)	結成年度	換地処分日	備考
1	秋田	100	1965年度	1979・3・14	県営ほ場整備事業
2	中小口	181	1968年度	1979・1・31	同上
	下小口(川東)				
	下小口(川西)				
	北外坪				
3	外坪	94	1970年度	1979・3・22	同上
	仲沖				
	ニツ屋				
6-1	外坪萩島	112	1967年度	1992・1・8	同上
	大屋敷				
	寺東				
	ハツ垂				
6-2	池尻	3	1969年度	1992・1・8	同上
4-1	大御堂	37	1969年度	1999・12・21	同上
4-2	竹田	12	1972年度	1991・7・8	同上
5	豊田	39	1972年度	1978・8・30	同上
石河原	御供所一丁目	9	1984年度	1986・2・12	農村総合整備
	堀尾跡一丁目				
	大御堂・大御堂腰	2	1969年度	1995・5・10	県費補助
	余野	10	1969年度	1979・3・16	町単独事業
	下島	4	2002年度	2007・6・25	同上
	仲沖	1	2003年度	2007・11・6	同上
合計		764			

2-2-16 土地改良区換地処分状況



2-2-17 土地改良区整田碑 秋田・ニツ屋・仲沖

特定土地区画整理事業

特定土地区画整理事業とは、法に基づきおこなわれる都市計画事業である。健全な市街地を形成するとともに、交通安全の確保や防災のため、宅地造成や公共施設に関する整備計画を立てておこなわれる事業で、町内では余野地区において実施された。

大口余野特定土地区画整理事業

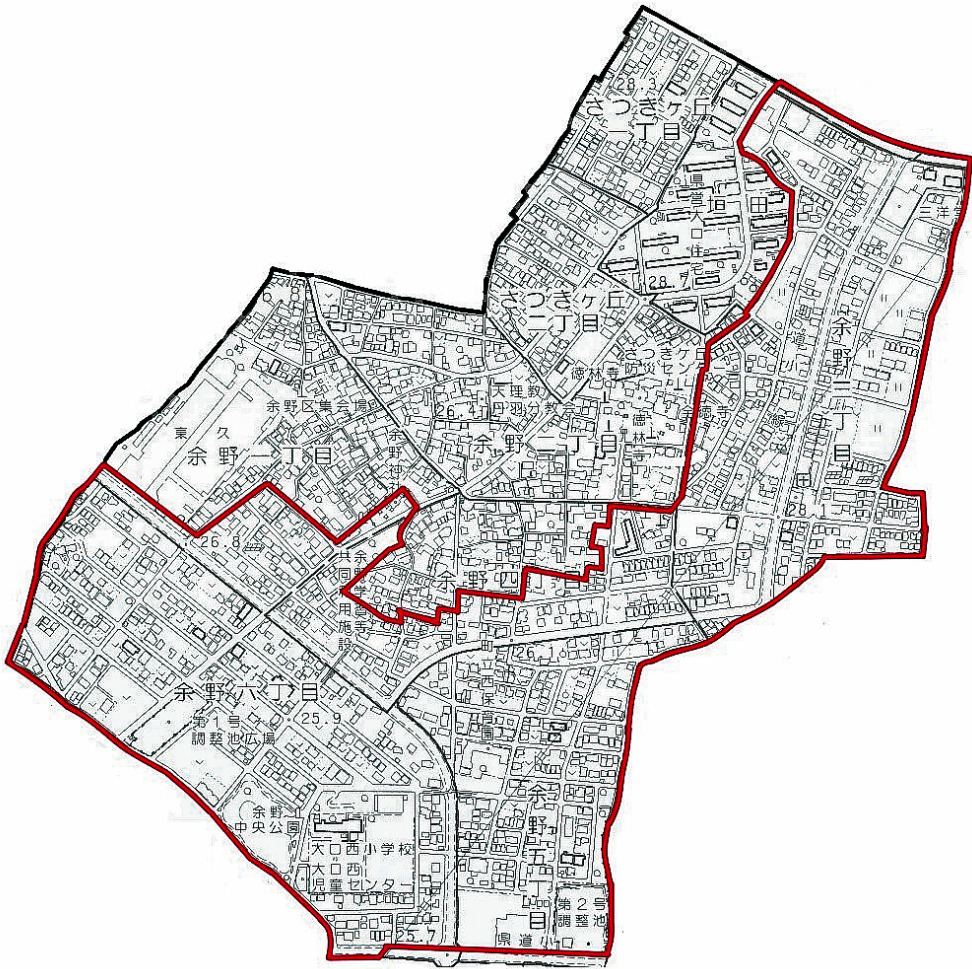
余野地区は、町北西部に位置し、名鉄犬山線柏森駅に近接した面積約六〇・四haの区域である。一九七〇年の市街化区域編入を契機に区画整理によるまちづくりの機運が高まり、一九八七年一月に大口余野特定土地区画整理組合が設立された。

当時、余野地区は小規模の宅地開発が数か所おこなわれ、今後、市街地化が急速に進み、このまま放置すると無秩序な開発により、不良市街地が形成される恐れがあった。このため、この地区の将来を見越して、土地利用計画に適合した良好で健全な市街地を造成するとともに、公共施設の整備改善を図るため、大口余野特定土地区画整理組合による土地区画整理事業が施行された（2-2-19・20）。

土地区画整理事業により、良好な市街地が形成され、新たな公共施設が整備された。具体的には、新たに整備された都市計画道路路に歩道と植樹帯が設けられ、歩行者の交通安全を図った。また、街区も特別の場合を除いて整形またはこれに近い形状に整備された。各道路には側溝を整備し、路面はアスファルト舗装となった。公園は近隣公園が一か所と街区公園が六か所適所に配置され、居住者のレクリエーション及び災害時の避難場所として確保した。また、緑地を三か所整備し、そのうち二か所は調整池として利用できるようにし、本地区の農業経営希望者の要望により、地区北東部に五画地、南西部に三画地の集合農地が確保された。

	月 日	事 項
1986	8月 4日	都市計画決定
1987	1月26日	組合設立認可
	2月 8日	組合設立総会
1988	8月16日 ～29日	仮換地案の縦覧
	11月25日	起工式
1996	6月 1日	換地計画の決定
	7月15日	換地計画の認可
	9月30日	換地処分公告
	12月16日	区画整理登記完了
1997	2月 1日	竣工式

2-2-19 組合事業略年表



2-2-20 区画整理対象地域

都市計画マスタープランと土地利用

都市計画は、一八八八（明治二十一年）年に東京市区改正条例が施行され、首都・東京の市区改正（都市計画）が進められた。県内では、一九一八（大正七）年に名古屋市がその条例を準用する指定を受け、翌一九一九年には（旧）都市計画法が公布されたことにより、名古屋市が引き続き適用された。その後、全国各市が適用を受けることになる。そして一九三三年には同法が改正され、町村にも適用されることとなり、県内の町へも拡大した。大口町が都市計画を策定するのは、一九六八年公布の都市計画法以降となる。

町で策定した都市計画マスタープランは、都市計画法第十八条の二に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するまちづくり構想として一九九五（平成七）年に策定した。このプランは、整備目標年次を二〇一〇年と掲げ、土地利用や道路・公園・下水道などの都市施設・街並みや風景など、都市を構成する様々な要素に関する将来あるべき姿をとりまとめた。

目標年次が近づくこと、策定以後、国全体の動向として挙げられていた少子高齢社会の進行、市民意識の多様化、環境問題の深刻化、産業構造の変革、高度情報社会の進展、

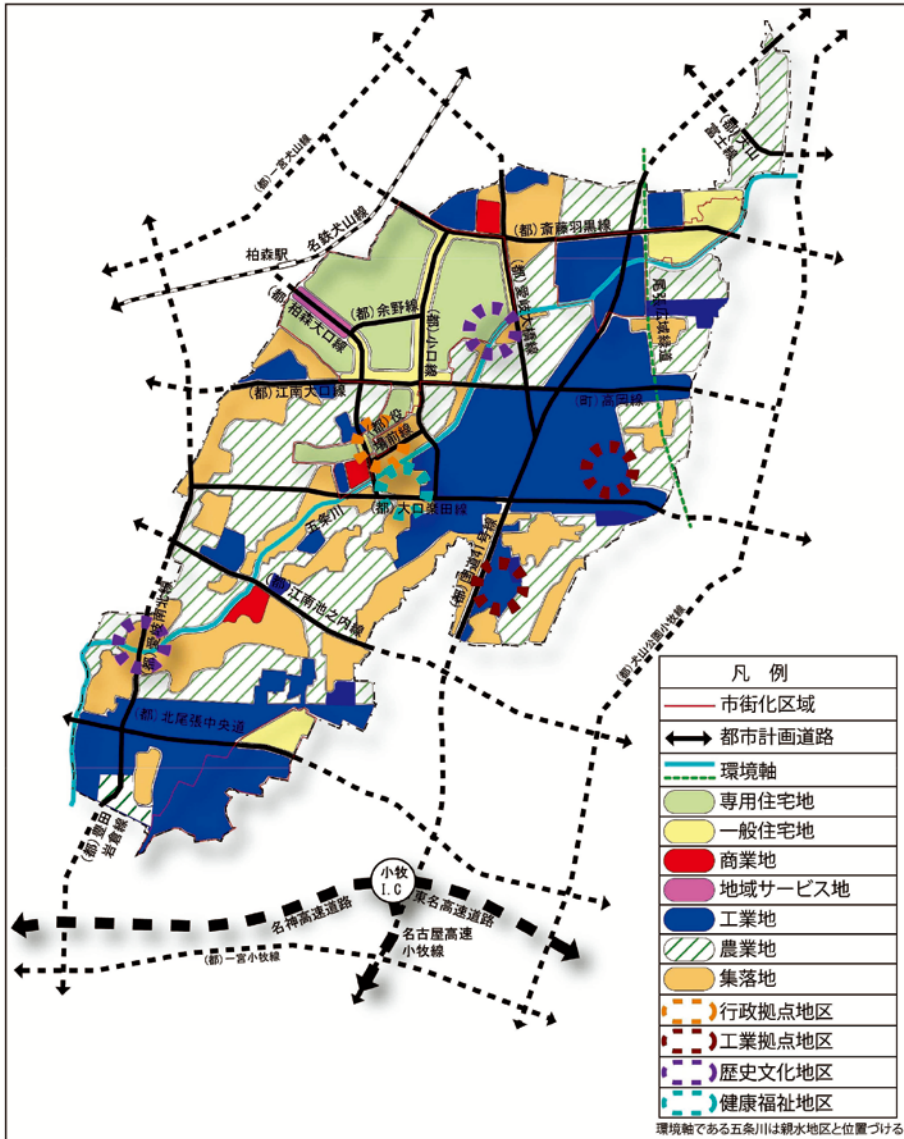
国際社会の進展とともに、尾張都市計画区域マスタープランや第六次大口町総合計画などの計画も踏まえ、二〇一一年にはおおむね二〇年後の都市の姿を展望し、整備目標年次を二〇三〇年と掲げた計画を改めて策定した。

二〇一一年に策定した計画は、目標年次に対応した都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方などを示す全体構想編と地域ごとの市街地像や町づくりの考え方、整備の内容、方策などを示す地域別構想編で構成した。土地利用、道路や公園などの都市施設の配置、市街地の整備や改善といった個別の都市計画に関する事項は、この計画の上位計画となる第六次大口町総合計画を具体化してまちづくりを展開する。そこで全体構想では、まちづくりの理念や目標を掲げ、これを実現するために交通軸、環境軸及び土地利用ゾーンを位置づけた将来都市構造を設定し、土地利用、道路・交通、公園・緑地、河川・下水道、市街地整備、自然環境の保全及び都市環境形成、都市景観形成並びに都市防災の方針を定めた。これらの方針の中から、土地利用、公園・緑地の方針を述べる。

土地利用の方針

土地利用の方針は、市街化区域・市街化調整区域・その他に分類し、それぞれの方針を定めた（2-2-18）。市街化区域は、住宅地・商業地・工業地の区域を配置し、原則として市街化区域内の低・未利用地を活用するとともに、無秩序な宅地化の拡大を抑制してコンパクトな市街地の形成を推進するとした。

市街化調整区域は、農耕地・集落地・商業地・工業地を配置し、原則として田園風景の保全を図るため、無秩序な宅地化の拡大を抑制していく。



2-2-18 土地利用方針図（2011年）（「大口町都市計画マスタープラン」）

公園・緑地の整備方針

公園・緑地の整備方針は、公園・緑地の計画的な確保、安全な歩行空間の確保、親水空間の整備と桜並木などの適正な維持、民有地の緑化の推進と町民とともに進める公園・緑地の維持・管理という四項目を掲げた(2-2-21)。

これら項目のうち、公園・緑地の計画的な確保は、低・未利用地の市街化の進捗にあわせ、適正距離における公園・緑地の確保に努めていき、今後、高齢社会の進展により、身近な公園・緑地の必要性が高まることが予想されるため、市街化区域を中心に確保した。

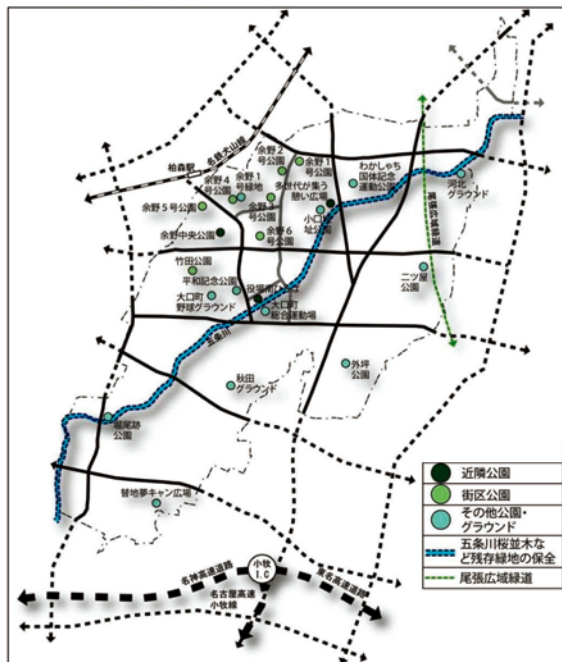
一九九五年の大口町都市計画マスタープラン策定後、一九九八年に外坪公園・二ツ屋公園・堀尾跡公園(2-2-22)・余野2号公園・余野3号公園・余野5号公園を開設し、それ以降も町内各地に公園を整備した(2-2-23)。年代が一番新しい二〇二二(令和四)年に整備した役場南ひろば(2-2-24)は、二〇二三年に竣工の花見橋とあわせ、五条川の桜並木を觀賞できる新たな名所として注目される。



2-2-22 堀尾跡公園



2-2-24 役場南ひろば



2-2-21 公園・緑地の方針図 (『大口町都市計画マスタープラン』)

都市公園名	所在地	公園面積 (㎡)	開設年月日
外坪公園	大口町外坪一丁目68番地	3,274	1998・8・22
二ツ屋公園	大口町二ツ屋一丁目18番地	2,685	1998・8・22
堀尾跡公園	大口町堀尾跡一丁目50番地	7,419	1998・8・22
余野1号公園	大口町余野三丁目138番地	1,000	2022・9・23
余野2号公園	大口町余野三丁目256番地	1,500	1998・8・22
余野3号公園	大口町余野三丁目555番地	1,588	1998・8・22
余野4号公園	大口町余野四丁目30番地	1,200	1999・4・1
余野5号公園	大口町余野六丁目83番地	1,000	1998・8・22
余野6号公園	大口町余野五丁目219番地	2,374	1999・4・1
余野中央公園	大口町余野六丁目436番地	10,523	2002・3・9
余野1号緑地	大口町余野四丁目23番地	911	未 供 用
小口城址公園	大口町城屋敷一丁目261番地	3,499	1999・3・1
多世代が集う憩い広場	大口町城屋敷一丁目308番地	10,024	2018・1・15
平和記念公園	大口町丸一丁目38番地4	915	※2013・4・1
替地夢キャン広場	大口町替地三丁目245番地10	997	2017・4・1
ふれあい池	大口町伝右一丁目161番地	1,960	1999・4・1
竹田公園	大口町竹田三丁目44番地	3,851	2001・5・1
役場南ひろば	大口町下小口七丁目167番地	8,222	2022・11・1

※平和記念公園は、2008年12月10日に大口中学校の学校用地として竣工し、2013年4月1日に都市公園となった。

※ふれあい池は、2023年7月1日に廃止した。

2-2-23 都市公園・緑地一覧

第三節 まちの発展を願う

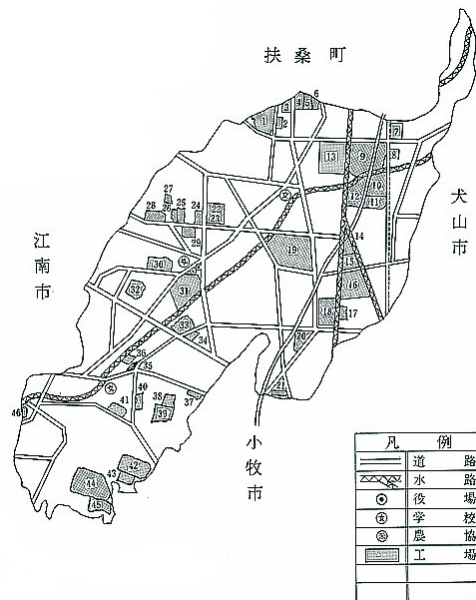
工場誘致

戦後の大口村は国の農地改革・食糧増産策を受けて農業生産は向上しつつあった。しかし、農業以外の産業に乏しく、村内には鉄道路線や国道といった幹線道路もなかったため、村財政は厳しい状況にあった。

一九五一（昭和二十六）年、村長に就任した社本鋭郎しゃもとえつろうは、一九五三年の町村合併促進法の施行時に隣接町村との合併が上手くいかなかったことから、財政基盤を強化する施策の一つとして工場誘致を進めた。

県が一九五〇年五月に愛知県工場誘致委員会を設置し、市町村・商工会議所などと全県で工場誘致を推進していたこともあり、村は隣接市町より早く、一九五五年八月に大口村工場設置並に拡張に関する固定資産税減免並に奨励条例を制定した。一九六一年九月には大口村工場設置並に拡張に関する奨励条例に全部改正し、一九六三年九月、大口町工場誘致条例に改正した。一九六六年三月に同条例が廃止されるまで工場誘致を推し進めた（2-2-25）。

1	兼房刃物工業株式会社	23	和泉製菓株式会社
2	岩田産業株式会社	24	田中産業株式会社
3	名古屋モールデンク第一工場	25	合資会社加藤硝子製造所
4	内田車輛株式会社	26	金松産業株式会社
5	不二自動車工業株式会社	27	興和薬物株式会社
6	名古屋モールデンク第二工場	28	株式会社山崎鉄工所
7	岐阜トラック運輸株式会社	29	日吉鋳工株式会社
8	株式会社名古屋建陶社	30	西武運輸株式会社
9	名古屋菓子産業団地	31	同興紡績株式会社
10	寿がきや食品株式会社	32	株式会社青山製作所
11	飴浜製菓株式会社	33	株式会社東海鑄造所
12	松原一郎自動車教習所	34	日本紙工株式会社
◇	株式会社山田商店	35	松岡建鉄工業株式会社
◇	鈴木正男洋服店	36	株式会社大和屋漬物店
13	民成紡績株式会社	37	東海食品工業株式会社
14	日本電話施設株式会社	38	株式会社巴製作所
15	東海電気通信局	39	吉田製線工業株式会社
16	大口工業会団地	40	尾北福祉センター
17	株式会社陸浦鉄工所	41	株式会社丸栄工業所
18	民成紡績株式会社第二工場	42	株式会社林内製作所
19	株式会社大隈鉄工所	43	三益金属工業株式会社
20	パロマ工業株式会社	44	日本衣料株式会社
21	合資会社丸英商店	45	西武運輸株式会社
22	日新乳業株式会社	46	株式会社小林車輛製作所



2-2-25 誘致工場位置図（『町勢要覧1966年』）

土地・水・道路網の整備

一九四七年から一九五〇年の第二次農地改革により、地主・小作制度が廃止され、農家の営農意欲が高まり、一九五五年には農家戸数が全世帯の八五%を超えた。工場用地を確保するために農地を売却するには住民からの強い反対があつた。しかし、村全域を豊かな地域とするため、工場を全地区（当時の大字単位）に立地することや特定の業種に偏らないなどの誘致方針のもと、村長・役場職員だけではなく、村議会議員や大字区長も巻き込んだ組織で地主との調整を粘り強くおこなつた。企業としては、一九五五年以降の高度経済成長期にあつて、事業拡大の意欲が強くと、都市部での過密化や環境問題が顕在化してきたため、既存地での工場拡張が難しくなつていた。

当時の工場誘致に必要とされていたのは、土地・水・道路網である。村内には工場建設に必要な比較的価額の安い十分な広さの土地（農地）、水（地下水）は確保できたが、中京工業地帯の中心地、名古屋までの幹線道路は整備が進んでいなかった。しかし、一九五七年に名神高速道路の建設計画が具体化し、一九六二年には名古屋市北部（現名古屋市北区黒川）と名神高速道路小牧インターチェンジ

計画地を結ぶ産業道路が開通した。名神高速道路は、一九六五年七月に西宮市と小牧市を結び全線開通した。また、東京圏と結ぶ東名高速道路は一九六九年五月の開通であつた。

一方町内では、一九六四年十二月に建設省告示による都市計画街路網が策定されるとともに、一九六五年度から全域を対象とした県営ほ場整備事業が展開された。これは、一九七三年度までに農道だけでなく広域道路を含む道路整備が進んだ。一九六九年に開通した町内を南北に縦断して小牧インターチェンジと接続する名濃バイパス（現国道四一号）、そして町南部を東西に横断する北尾張中央道（国道一五五号）もこの事業の中で整備が進み、一九七九年に完成している（第二編第二章第四節）。このように、工場誘致当初は整備されていなかった交通網が徐々に完成され、工場立地の三つの適地条件が年月を重ねながら揃つた。

誘致工場の稼働

誘致工場数は、一九五六年から条例を廃止した一九六六年三月までに金属製品・機械・食料品を主体に七四社となつた。しかし、一九六六年十月までに稼働した工場は二四社に過ぎず、用地取得後数年で転売した事業者もいた。この

時期は、交通網が整備されていなかったため、やむを得なかった面もある。

誘致工場のその後をみると、海外に複数の工場を設け、世界的企業となったオークマ株式会社・ヤマザキマザック株式会社・兼房株式会社など、町内に本社を移転し、操業を継続拡大している企業が多い一方、時代の変化に応じ、生産品目を変更した企業や、操業を止めて用地を他企業に売却した企業も多くある。

一九五六年、最も早く操業した民成紡績株式会社（2-26）は、その後豊田紡織株式会社、そして合併を経て二〇〇四年にトヨタ紡織株式会社と社名変更し、紡績業から自動車部品の生産へと業態を変えた。同じく紡績業であった同興紡績株式会社は一九六〇年より操業したが、一九九六年に工場を休止し、跡地には一九



2-2-26 民成紡績（株）（1957年頃）

九八年から大規模小売店が立地している。また、誘致されて操業したのち時代の趨勢すうせいの中で廃業となり、分譲住宅地となった例もみられる。

工場誘致は、法人からの村民税や工場の立地・操業による固定資産税（土地・家屋・償却資産）といった歳入を増やすことにより、村財政を豊かにして、住民の福祉を向上するために進められた。

市街化調整区域内の工場

誘致された工場の中には、市街化調整区域内に立地するものがある。これは、一九七〇年の都市計画法に基づいた、区域区分設定以前から工場が立地していたためである。さらに、まとまった広大な工場用地の確保のため、当時としては貴重な農地をまとめる必要があり、工場が居宅の近くに立地することで自宅から通いやすくなること、さらに企業と地域との交流が深まることを意図し、各大字区にその確保を割り振った結果である。

なお、一九八三年十月の町議会一般質問に対し、大手企業八九〇〇人の従業者のうち、一％にあたる一〇二六人が町民であると答弁している。

社本村長の工場誘致

村の財政を豊かにするには、他の自治体でも始まっていた工場誘致でした。当時、景気の良かったのは紡績業でしたが、時期によって好不調の波があることは、企業人として理解をしていました。県でも、製鉄業の誘致に力を入れていたことも知っていました。ですから、紡績業だけでなくいろいろな業種で、規模の拮抗する同業二社に来てもらい、切磋琢磨することによって企業が発展し、村にとっても有益な結果をもたらすと考えていました。

もちろん、川を汚したり、目に見えて煙突からモクモクと煙を出したりする工場は論外です。工場の排出するトイレの水に対して懸念する声が出たときも、社本村長は「浄化槽完備だから問題ない。お望みなら、その水を飲みますし、顔だって洗おう」と言い切った、いわゆる「糞水問答」は当時の語り草になりました。

晩年、工場誘致を振り返り、「ご先祖様から受け継いだ大切な農地に工場を建てるために協力してもらったことは、反対されて当たり前だと思う。色々な人の協力があって、工場を呼ぶことができた。本当にありがたいことだった」と振り返っていました。

立地した企業側の想い（その一）

うちの社長（のちの会長）は、大口村の工場誘致に際して社本村長が用地の確保や道路の整備など、同じ企業人として何をすれば企業のためになるのかを十分理解した上で我が社を誘致していただいたことに、尊敬と感謝の言葉を絶えず口にしていました。

社本村長は、よく激励にも来てくださったそうで、話好きの社長は社本村長との親交を大切に温めていたそうです。

いつとき、「本社が名古屋に戻る」というデマが流れ、大恩ある社本さんに申し訳がないと、すぐに社員に訂正するよう、徹底的にやるように指示を出すといったこともありました。後年、社本さんに長く会社の監査役をお願いしていたのも、社本さんへの尊敬とか深い信頼関係があったこそだと思えます。

また、会長になってからも、絶えず社本さんの話をされるとともに、本社機能を大口から移すことは絶対に許さないと最後まで社本さんへの深い尊敬と感謝の思いを大切にしていたのだと思えます。

（昭和二十二年生まれ）

立地した企業側の想い（その二）

私は社長に同行して、我が社の工場を建てる契約のために大口村役場に行きました。役場に到着すると、社長は木造の役場の中に入り私は車で待機し、帰りに建設予定地を見に行きました。私は、工場建設の責任者でした。

車の中で社長は、社本村長が工場誘致のために、国道四一号が大口村を通るように必死の努力をしたこと、村人全員が一体となって楽しめるように私財を投じて桜ともみじの木を五条川堤に交互に植えたこと、村の財政を考えて無給で村長を引き受けたことなど、傑出した人物だと熱く語ってくれたことを今でも鮮明に覚えています。

ちょうど桜の植樹から三〇年が経過した頃だったでしょうか。五条川から何百メートルも離れているにもかかわらず、花びらが工場の敷地まで飛んでくるのです。当時、大口工場・技術センターの責任者だった私は、社本村長の話を熱く語られた社長の姿を社員たちに何度も話したものです。

私の父は若い頃に大口村の実家を出て県外に居を移し、私も県外で生まれ育ちましたが、大口工場の建設責任者となり働いたご縁は、祖父が導いてくれたものなのかもしれないと思って
います。

（昭和七年生まれ）

将来を見据えた工場誘致

工場誘致で培った財政基盤に支えられ、町は一九八一年度から普通交付税の不交付団体となった。

しかし、その間には一九九一年から始まるバブル経済の崩壊、二〇〇八年のリーマンショックといった、時代を象徴する不景気にも見舞われてきた。企業が市町村に所在することによってもたらされる税金には、主なものとして法人町民税と固定資産税の二つが挙げられるが、法人町民税が景気変動の影響を受けやすいのに対して、固定資産税はその影響を受けにくいという性質を持っている。

これは、固定資産税が、シャウプ勧告を契機としておこなわれた一九五〇年の地方税法の根本的改革にともない創設されており、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目した財産税であることから、税源の偏りが小さい期間税目となっているためである。

二〇一三年十月に町長に就任した鈴木雅博すずき まさひろは、この固定資産税の安定性に着目し、固定資産税の課税客体である土地・家屋・償却資産のすべてを備える工場を中心とした企業誘致を進めた（2-2-27）。

二〇一九（令和元）年十月一日以降に開始する事業年度から、国の税制改革により法人町民税の税率が引き下げられ、引き下げ相当分で地方法人税（国税）の税率が引き上げられるという税制改正がおこなわれた。このため、固定資産税とともに町の発展の両輪をなしてきた法人町民税がさらに一部国税化されることになった。この改正で固定資産税の重要性がますます高まった。

二〇二〇年からの新型コロナウイルス感染拡大にともなう世界的な経済の停滞により、企業進出は一旦凍結されるなど、企業用地確保の動きは減速した。町を取り巻く状況は依然厳しいが、鈴木は就任から一貫して主張している「先人たちから受け継いだこの町の豊かな暮らしを五〇年先の孫子の世代に受け渡す」を実現するため、攻めの施策として、企業誘致事業を積極的に継続すると公言した。



2-2-27 鈴木町政最初の工場誘致となった
トヨタ自動車（株）大口第二部品センター
（写真提供：トヨタ自動車（株））

豊田紡織株式会社 大口南工場

民成紡績株式会社は一九六二年、町内に新工場の建設を予定していたが、繊維業界の不況により計画は一時中断した。その間、町は工場建設に必要な用排水路の整備などの環境整備をおこなった。

一九六七年、社名を豊田紡織株式会社と変更後、一九六九年に建設計画が動き出し、翌年には大口南工場が完成して稼働を開始した。工場では、トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）向けカーペット原糸、婦人・紳士服の生地、カーテン地などのインテリア製品・衣料品などを生産した。

しかし、一九七三年に第一次オイルショックが発生して大不況が襲い、繊維業界にも大きな打撃を与えた。豊田紡織株式会社では同年に自主減産へ踏み切り、一九七六年には繊維事業の縮小と人員適正化の一環として、大口南工場の閉鎖を決定した。工場の土地・建物は、トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）へ譲渡され、一九七八年に大口センター部品倉庫（現トヨタ自動車株式会社大口第一部品センター）として生まれ変わった。

結果として町域内には鉄道が敷設されることはなかった（2-2-28）。住民は、住居から近い駅や利便性を考えて、名鉄犬山線であれば柏森駅・江南駅・布袋駅、名鉄小牧線であれば羽黒駅・楽田駅を利用している。駅までの交通手段は、コミュニティバス・家用車・自転車・徒歩などである。特に柏森駅は、駅に最も近い余野地区で施行された区画整理事業にともなう人口の増加により利用者が増え、「線路を渡らず大口側にも改札口を」との要望が高まり、一九九六（平成七）年十二月一日、名古屋鉄道株式会社が南仮駅舎を設置し仮ロータリーと共に利用が開始された（2-2-29）。

二〇〇五年八月には大口町コミュニティバスが柏森駅・布袋駅に加え、江南駅への乗り入れを開始し、翌年二月には柏森駅近くの敷地に町が管理する駐輪場を設置した（2-2-30）。二〇〇八年三月には柏森駅舎の橋上化が整備された（2-2-31）。南仮駅舎やロータリーの整備、駅舎の橋上化事業は、町民の利便向上につながることから町も工事費を負担した。



2-2-29 柏森駅南仮駅舎



2-2-30 公設駐輪場



2-2-31 橋上化された柏森駅

名鉄犬山線

記憶にありませんか？ 駅名変更

名鉄小牧線・羽黒駅は一九六六年に明治村口駅と名称を変更したが、一九八五年に再び羽黒駅へと戻している。また、名鉄犬山線・江南駅は一九八一年に古知野駅から変更した名称である。昔あった名鉄犬山線の駅（一九六九年に廃止）

石仏駅と布袋駅の間に小折（小折口）駅、江南駅と柏森駅の間には宮後駅があった。駅といっても、無人で簡易なつくりであった。個人の日記には、一九四三年に「小折口で下車」という記述が確認できる。

上飯田線（現小牧線）の思い出

私は、現在の春日井市味美^{あじよし}で生まれ育ち、戦後、結婚して大口に住んでいます。昭和七年には線路はできていた記憶ですが、子どもの頃はガソリンカーで、そんなに通らないので線路で遊んでいました。

（大正十五年生まれ）

戦時中、代用教員の資格を取るために上飯田線を利用して名古屋の学校まで通いました。時々名古屋で空襲に会い、怖い思いをしました。

（大正十四年生まれ）

幼少の頃（昭和二十年代）上飯田線は貨物機関車が走っていました。当時は現在の小牧基地に米軍が駐留しておりました。その為に物資輸送がおこなわれ春日井駅近辺から基地内への引込み線がありました。

時々機関車が黒煙を出しながらポーツと汽笛を鳴らしながら基地へ貨物車が入っていきました。当然旧四一号线を横切ります。東の方で汽笛の音あるいは電車のホーン音が聞こえると、「明日は天気が悪いぞ、雨が降るぞ」と言ったものです。

（昭和十五年生まれ）

路線バス

かつて、町内を名鉄バスが二路線（浄心線・羽黒線）走っていた。

浄心線は、名古屋市西区浄心町と西春日井郡北里村小木の区間を営業する乗合自動車を譲り受け、一九三二年六月に浄心自動車が発立され、浄心から小木を通過し、大口村小口まで運行していた。その後、扶桑村小淵^{おぶち}まで延長された。一九四三年八月、同会社は名鉄自動車と合併した。浄心線は、「浄心バス」とも呼ばれ、町内から名古屋市内に直接行くことのできる貴重な公共交通機関であった。

一九六六年刊行の『町勢要覧』には、「本町は従来、陸の孤島」とされておりましたが、名鉄バス（二路線）の開通により、便利となり、更に工場、住宅等の立地から需要者の増加は必然とされ、増発の要求も計画されるようです。名古屋～小淵間「五往復」と記載されている。しかし、一九七一年に小口～小淵間が廃止となり、一九八〇年代には町内の乗り入れが廃止された。

羽黒線は、一九五八年に古知野～羽黒駅前間で開設された。当初は、羽黒線を「新線」とし、もう二路線「延長線」として東一宮駅から布袋^{ほくて}駅までの路線を、布袋駅から東奈



2-2-32 旧役場庁舎前のバス停
(1958年)

良子・秋田まで延長する路線も検討されていた。新線については、羽黒線として一九五八年二月十五日から開通したことが確認できるが(2-2-32)、延長線は開設されなかった。一九六六年、一宮駅から古知野駅を経由して羽黒駅に至る長い区間を七往復していた(2-2-33・34)。

一九六九年には、古知野〜明治村口間と路線が短くなったが、一九七二年には、古知野〜明治村口間を八往復していた。(2-2-35・36)。

一九八四年十月一日、江南〜大口役場間を一日一三往復とし、明治村口までを一日三往復に減らし、江南駅への利便を重視したダイヤ改正をおこなった。その後、江南駅〜大口役場間のみとなり、一九九一年十月二十一日、ダイヤ改正により休止され、町内にバス路線はなくなった。



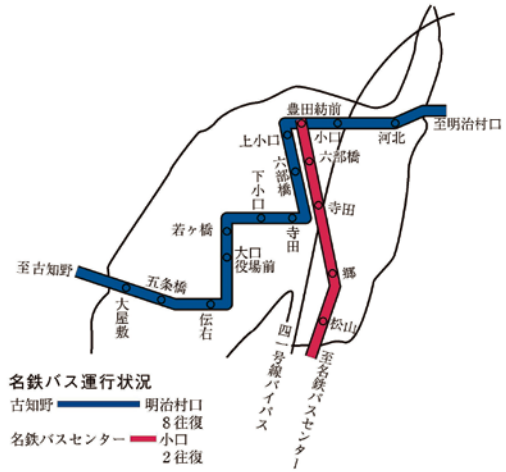
2-2-34 東一宮〜羽黒間のバス
(『町勢要覧 1966年』)



2-2-33 町内バス路線図
(『町勢要覧 1966年』)



2-2-36 古知野～明治村口間のバス
 (『町勢要覧 1972年』)



2-2-35 町内バス路線図
 (『町勢要覧 1972年』)

浄心線の思い出

子どもの頃の話ですから、戦中から戦後にかけてのことでしょう。家の前を名古屋から上小口まで走る路線バスがありました。その当時は、ボンネット式木炭バスが走っていました。バスの後ろに送風機のハンドルがあつて、バスが止まると、そのハンドルをぐるぐると回すいたずらをしていました。

家の前は県道といつても砂利道で、しかも狭かったので、車がすれ違えるように待避所があり、これを「縁場（ヘリバ＝待避場）」と呼んでいました。うちも「縁場」として土地を提供していたので、名鉄バスの会社から年貢をもらっていたのを覚えています。

大人になり、名古屋の職場に行くのに晴れた日は布袋駅まで自転車で乗って電車通勤していましたが、雨が降るとバスに乗って明道町で降りました。帰りは座りたいので、名鉄バスセンターまで歩きました。小木で電車に乗り換えるため、降りる人が多かったのを覚えています。最後に乗ったのは、昭和五十年頃だったと思います。
 (昭和十五年生まれ)

大口北部の上小口から名古屋の浄心方面に、当時木炭バスが走っていました。バスの後部に木炭を燃やす大きなタンクがついており、おそらく手動式送風機のハンドルを回して火力を出していたのでしょう。

野良仕事を手伝っていた頃、県道をゆっくり走る木炭車を見かけました。

(昭和十三年生まれ)

延長線は実現しなかった

子どもの頃に聞いた話ですが、布袋から名鉄バスが村内を走る話があったそうです。南小学校の北側の郡道は道巾が狭く、バスがすれ違うことが難しかったので、待避場所を作ってバスが走るのを待っていたそうです。しかし、結局バスは走らずじまいで地元の皆さんは残念がっていたそうです。

(昭和二十九年生まれ)

自動車が生生活必需品に

戦後の大口村において、広く使われていた車両は、荷車・牛馬車・自転車・自動車。自動車の普及は少なかつた(2-2-37)。

一九七〇年代以降、自動車の普及が目立つようになった。

村のような純農村地帯では貨物車の需要が高く、一九六五年頃まで貨物自動車の台数が乗用車を上回っている。その後、貨物自動車の台数も増加したが、一九九八年から減少傾向に転じたのは、農家の兼業化から離農への影響もあ

	乗用車 (台)	貨物車 (台)	自転車 (台)	リヤカー (台)
1950	4	14	2,642	1,269
1955	61	124	4,008	2,054
1960	216	493	4,390	
1965	283	645	4,570	
1970	1,639	816	6,000	
1975	3,093	1,033		
1985	4,949	1,443		
1989	7,948	1,599		
1998	11,701	1,830		
2008	14,059	1,459		
2018	15,627	1,530		

2-2-37 車両数の変化



2-2-38 町周辺の道路環境

る。また、乗用車の台数が急激に増加したのは、一世帯で夫婦と子どもが一人一台、乗用車を所有するようになったためである。これは、農家であれば庭が広く駐車場の確保に困らないという町の特徴ともいえる。

町は、鉄道の駅を持たない一方、工場誘致のために道路整備を推進した。これにより、町内では自動車があれば移動が容易となった。町外へ出る際は、国道四一号で名古屋方面や岐阜県飛騨^{ひだ}方面へ、国道一五五号で西は一宮、東は小牧・春日井方面へ行くことができる。そして、高速道路も小牧インターチェンジが近く、東名・名神・中央道・東海北陸自動車道・北陸道などのルートで遠隔地へ行くこともできるため、町内は利便性の良い土地といえる。さらに名古屋高速道路の整備が進み、二〇〇二年四月には小牧北入口が完成し、小牧市から名古屋市中心部まで一五分程度で到着できるようになった(2-2-38)。

また、電気や水素といった新たな燃料を使う自動車が開発され、水素ステーションが町内にできた(2-2-39)。



2-2-39 水素ステーション（大口町中小口三丁目地内）

交通事情

前輪が一つ、後輪が二つのオート三輪が走っていました。大きなハンドルを両手で持って運転していました。エンジンの始動は足踏み式キックで何回も踏み込んでいました。

また、ハンドルの両側に補強用の棒が二本取り付けられている自転車、この自転車を運搬車とも呼んでいました。時々自転車後輪にエンジンを取り付けたモーターバイクも走っていましたが、これは数が少なかったです。

通常の自転車は女用・男用がありました。女用はハンドルとハンドルの間にフレームがなく、乗り降りが楽でした。男用はサドルとハンドルの間にフレームがあり、乗り降りはフレームをまたいでおこなったものでした。

時代が進むにつれ、砂利道はアスファルト舗装路に変わりました。

木炭車は消え去り、バス・トラックはボンネット式が主流となり、その後、リアエンジンとなりました。昭和四十年頃からは、車は右肩上がりとなり、車社会の到来となりました。

町内の道路整備

町の道路整備は、一九五〇年代後半から工場誘致施策に重点を置いたため、さらに重要な施策となった。物流を見据えた道路整備は、町内企業だけでなく、町域を通過して国道へ出ようとする町外の車両の増加や、道路沿線の開発にもつながるからである。

また、住民が町内を移動する利便性や交通安全、災害時における避難路の確保も重要であり、道路整備は経済活動や人々の暮らしに大きく関わっていることから、多角的な視野と長期的な計画を持つて整備することが必要であった（2―2―40）。

二〇一七（平成二十九）年、町長の鈴木雅博は、「道路ネットワークは、人に例えれば血管。その整備は血管を清掃し流れを良くすることにより、人の暮らしや企業活動、土地利用に変化をもたらすため、将来展望を持つて地道に取り組めば、より良い暮らしが実現する大きな可能性を秘めたまちづくりとなる」と示した。

あわせて、夜間における歩行者や自転車利用者の安全性をより高めるため、集落間の道路には街路灯（防犯灯）を積極的に設置した。

道路・交通の整備方針

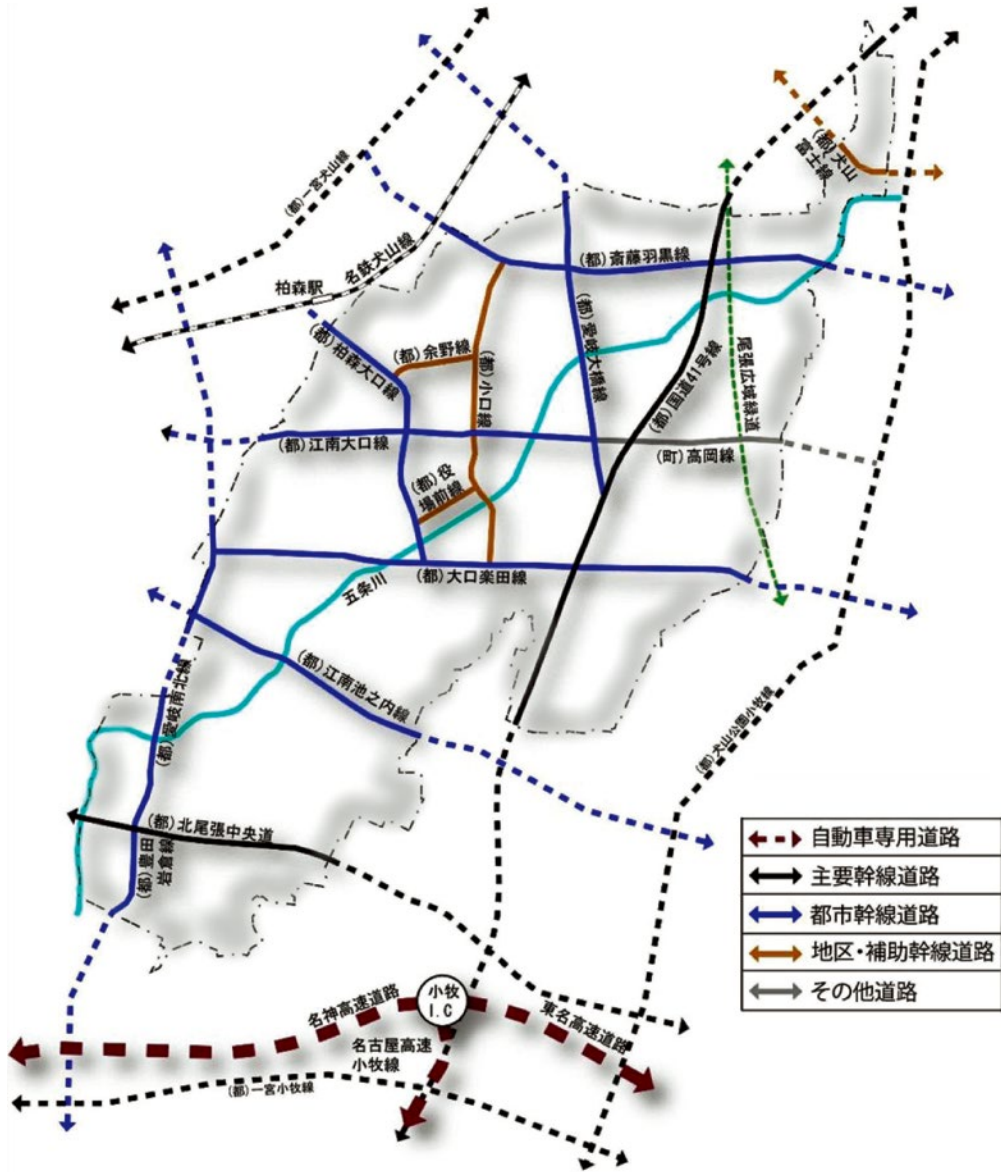
道路・交通の整備方針は、自動車の専用道路・都市計画道路・その他の道路・その他の交通施設に分類し、それぞれの方針を定めた（2―2―41）。

これらのうち、都市計画道路は、幹線道路として主要幹線道路・都市幹線道路・地区幹線道路・補助幹線道路の役割を果たすため、都市計画道路のあり方を検討した上で未整備区間の整備を促進した。

国道四一号及び一五五号（北尾張中央道）は、計画幅員が確保されていることから、計画車線数の整備促進を定めた。

		1980	2018
総延長 (km)		216.8	276.6
国 道		5.3	5.3
県 道		17.6	18.3
町 道		193.9	253.0
町道内訳	舗装道	142.1	244.0
	砂利道	51.8	9.0
	舗装率 (%)	73.3	96.4

2-2-40 道路整備状況の比較（『愛知県統計年鑑』）



国道	国道41号、国道155号
県道	小口岩倉線、小口名古屋線、外坪扶桑線、若宮江南線、宮後小牧線、草井羽黒線、斎藤羽黒線

都市計画道路	国道41号線、北尾張中央道、愛岐大橋線、愛岐南北線、犬山富士線、江南池之内線、大口楽田線、江南大口線、斎藤羽黒線、豊田岩倉線、小口線、役場前線、余野線、柏森大口線
--------	---

2-2-41 道路・交通の方針図（『大町都市計画マスタープラン』）

都市計画道路認定制度

一九六八（昭和四十三）年に制定された新たな都市計画法によって、以前は都市計画事業として土地収用可能な施設を定義していたが、道路・公園など都市施設を定義し、都市計画の決定権限を国から各都道府県及び市町村へ移譲した。そして都市計画を元に土地利用・建築の規制を行い、都市施設を建設する際は、認可されることによりはじめて土地収用対象となる仕組みとなった。

町内の都市計画道路は、一九六九年三月に決定した。決定当初は、合計一一路線であったが、その後、変更及び追加され、一四路線となった。町内の都市計画道路の整備は、一九六五年以降に始まった土地改良事業及びほ場整備事業において、多くの用地を取得した（212-42）。

昭和二十年代の道路

砂利道で、道路の中央には草が生えていました。当時は集落に道路工夫さんがいて、自転車にスコップ・トンダワなど積み道を巡回し、水たまりのくぼみの修理をしていました。雨上がりの日には、道路で油石を見つけ家に持ち帰り、暗いところで石をかちかちとたたき小さな火花がでるのを楽しみました。農道はリヤカーが通る程度で雑草が生えていました。

（昭和二十五年生まれ）

国道

国道は、町域内の南北に四一号、東西に一五五号（北尾張中央道）が貫通している。

一九五三年六月、二級国道一五五号に指定された県道名古屋犬山線は、日米安全保障条約に基づく行政協定により「防衛道路」として一九五三年八月から翌年三月に拡幅全面アスファルト舗装の整備がおこなわれた。その後、一九五九年に一級国道四一号（名古屋〜富山）に昇格した。一九六五年には、一級・二級国道の区別が撤廃され、一般国道四一号として管理されることになった。一九七一年に町内を通る現国道四一号が国道になると、県道一〇二号名古屋犬山線となり、通称「旧国道四一号」と呼ばれるようになった。

一方、一九五七年、小牧飛行場の拡張にともなう公共補償の一環として、建設を開始した県道名古屋小牧線（当初「四一号バイパス」）は、小牧インターチェンジに接続し、高度経済成長にともなう名古屋北部の工業化を押し進めるため、産業道路として性格を変えた。一九六一年、名古屋市北区黒川から小牧インターチェンジ間九・〇km、幅員二五m（四車線）が総工費約四億円をかけて完成した。

No.	路線名など	都市計画 決定年月日	計画延長 (km)	整備済 延長 (km)	整備率 (%)	計 画 車線数	供用開始 年月日
1	国道41号	1971年 3 月31日	3.85	3.85	100.0	6 車線	随時
2	北尾張中央道 (国道155号)	1971年 3 月31日	1.66	0	0	4 車線	整備中
3	愛岐大橋線	1971年 3 月31日	1.93	1.93	100.0	2 車線	1981年10月 9 日
4	愛岐南北線	1971年 3 月31日	1.60	1.28	80.0	2 車線	1988年 7 月 8 日 } 1992年 6 月15日
5	犬山富士線	1971年 3 月31日	0.38	0	0	2 車線	
6	江南池之内線	1971年 3 月31日	1.66	0.95	57.2	2 車線	1981年 9 月24日
7	大口楽田線	1971年 3 月31日	3.54	3.54	100.0	2 車線	1983年 3 月30日
8	江南大口線	1971年 3 月31日	2.21	1.89	85.5	2 車線	随時
9	斎藤羽黒線	1971年 3 月31日	2.57	0	0	2 車線	
10	豊田岩倉線	1971年 3 月31日	0.55	0	0	2 車線	
11	小口線	1971年 3 月31日	2.11	1.36	64.5	2 車線	1994年 4 月 1 日
12	役場前線	2001年 5 月15日	0.46	0.33	71.7	2 車線	1982年 3 月26日
13	余野線	1986年 8 月 4 日	0.55	0.55	100.0	2 車線	1994年 4 月 1 日
14	柏森大口線	1971年 3 月31日	1.81	1.81	100.0	2 車線	1973年 3 月30日
合 計			24.88	17.49	70.3		

2-2-42 都市計画道路整備状況 (2023年 1 月現在)

名濃^{めいのう}バイパス建設促進期成同盟会の設立

一九五七年に名古屋・小牧間の道路建設が始まり、名古屋市から豊山町・小牧市・大口町・扶桑町・犬山市・岐阜県可児市を経て美濃加茂市まで結ぶ国道四一号における一連の整備・発展は、沿線の自治体で組織する名濃バイパス建設促進期成同盟会によって進められた。

当初の目的は、国道四一号（バイパス）を美濃加茂市まで着実に延伸させることだった。さらに、名古屋高速道路の整備計画が発表されると、名古屋高速道路を小牧から延伸させることも併せて考えられるようになった。

国道四一号の整備

一九六八年、小牧インターチェンジ以北、犬山市五郎丸間七・七km、幅員三〇m、二車線（片側一車線）が着工され、翌年十月開通した（2―2―43）。その後、一九七八年度に四車線化工事がおこなわれたが（2―2―44）、日本経済の発展、生活環境の進展により交通量は増大し続け、町内における渋滞は朝夕を中心に慢性化し、その緩和に六車線化は喫緊の課題となったことから、同盟会を中心に県や国に陳情を重ねた。

鈴木雅博町長は、道路網の再整備を掲げて就任したことから、近隣市町と国・県への陳情・要望活動に力を注いだ。二〇一三年度に小牧市村中交差点から犬山市五郎丸交差点間七・〇kmの区間における六車線化事業の着手が決定した。国道建設当初、国道を横断する農耕車が信号交差点を通過しなくても済むよう、地域の要望により各所に「ずい道（トンネル）」が設けられたが、六車線化にあたり、将来的な道路形態を見据え、これらのずい道を撤去する必要がある。通常の施工方法では、ずい道の撤去に多くの時間を要することから、交通量が減少する年末年始に集中して施工された。

町内では、外坪地内のずい道を廃し、交差点「外坪5丁目」が新設され（2―2―45・46）、接続する町道内津々線の安全対策工事（歩道設置）と、県道若宮江南線以西を拡幅して江南市方面へ延伸する整備計画の策定を進め、通過交通の利便性と沿線住民の安全性を高めることとした。

そして二〇一九（令和元）年八月に「中小口3丁目」交差点までの区間が六車線化されて開通した（2―2―47）。

高架から国道41号に新設された
「外坪5丁目」交差点



2-2-45 工事前の高架 (2016年)



2-2-46 高架から交差点 (2020年撮影)

春日井市から一宮市に至る国道一五五号バイパス(都市計画道路「北尾張中央道」)の整備は、一九六八年に関連する犬山市を含め沿線四市一町(一宮市・春日井市・江南市・小牧市・大口町)で北尾張中央道整備促進期成同盟会が発足し、県による工事が始まった。町域内は、一九七二年九月に供用が開始され、二〇一九(令和元)年より四車線化の工事が着手された。

二〇二一年度、渋滞解消の取組みとして、江南市内の名鉄犬山線布袋駅^{ほてい}付近踏切部の高架化が完了した。

変貌する国道41号



2-2-43 対面二車線 (1972年頃)



2-2-44 四車線化 (2002年)



2-2-47 六車線化 (2020年撮影)

国道一五五号の整備

春日井市から一宮市に至る国道一五五号バイパス(都市計画道路「北尾張中央道」)の整備は、一九六八年に関連する犬山市を含め沿線四市一町(一宮市・春日井市・江南市・小牧市・大口町)で北尾張中央道整備促進期成同盟会が発足し、県による工事が始まった。町域内は、一九七二年九月に供用が開始され、二〇一九(令和元)年より四車線化の工事が着手された。

二〇二一年度、渋滞解消の取組みとして、江南市内の名鉄犬山線布袋駅^{ほてい}付近踏切部の高架化が完了した。

県が手がける都市計画道路

県が事業をおこなう都市計画道路で町内を通る七路線のうち、愛岐大橋線（上小口地区から国道四一号まで）は、一九八一年に供用が開始された。

江南市安良町から小牧市へつながる江南池之内線は、ほ場整備にあわせ道路用地が確保された区間が多く、一九八一年に一部区間において供用されたが、秋田一丁目交差点より東は、ほ場を斜めに分断することから、地元に協力が得られなかったため中断した。

江南市前野町から愛岐大橋線まで東西に延びる江南大口線は、ヤマザキマザック株式会社やオークマ株式会社が沿線に立地し、通勤や物流を担う重要な路線となった。五条川から愛岐大橋線までの区間は、一九九三年に完成した。また、江南市前野町から町道柏森大口線までの区間は、五条川右岸流域下水道幹線や青木川放水路の整備にあわせて整備が進められ、二〇二〇年に完了した。

江南市般若地内から国道一五五号（北尾張中央道）につながる愛岐南北線は、一九九六年に江南市江森町・前野町地内で名鉄犬山線を横断する跨線橋が完成し、県道一宮犬山線から県道若宮江南線（奈良子地内）まで開通した。二



2-2-49 国道155号拡幅工事（2022年撮影）



2-2-48 八劔橋（2022年撮影）



2-2-50 愛岐南北線の工事（2022年撮影）

〇二〇年に新しく五条川に架かる「八劔橋」(2-2-48)が完成し、二〇二三年現在、国道一五五号四車線化整備(2-2-49)とともに工事が進められている(2-2-50)。

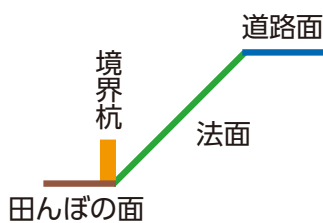
町が手がける都市計画道路

町の都市計画道路は、一九六〇年代後半以降におこなわれた土地改良事業によるほ場整備とあわせて用地が割り出され整備を進めた。また、大口余野特定土地区画整理事業によって余野地区が市街地整備された際、柏森大口線・余野線・小口線も整備した。

小口線は、余野三丁目地内から江南大口線（県道小口岩倉線）までの区間を二〇〇一年度から二〇〇三年度にかけて整備をおこない、江南大口線から樋田橋にかけては、二〇一七年度から用地取得をおこない、二〇二一年度から工事に着手した。

役場前線は、二〇〇一年に小口線の計画変更にあわせ、新たな路線として計画した。整備は、二〇一五年度より役場東側から工事に着手した。

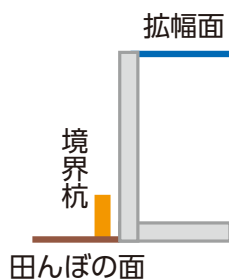
この他、一般町道は、農業用として整備された道路が生活道路として利用され交通量が増加していることから、災害時の避難路となる道を中心に二〇一五年度から拡幅工事をおこなっている。施工方法は、用地買収をおこなうことなく田んぼから道路に至る法面^{のりめん}を垂直に立ち上げることで道路を拡幅し、通行の安全を確保した（2-2-51）。



拡幅前の町道断面模式図



拡幅前の町道（2022年撮影）



拡幅後の町道断面模式図



拡幅後の町道（2022年撮影）

2-2-51 拡幅工事を施工した町道

コミュニティバス（巡回バス）

一九九二年に町内の路線バス（名鉄バス）が休止となり、鉄道とともに公共交通機関が通らない町となった。路線バスの再開は難しく、町は代替となる交通手段を模索した。

当初は「路線バスが休止になり不便だから再開を」という考え方であったが、次第に高齢化社会の到来に備え、高齢者や車を持たない住民に対して移動手段の確保という課題とともに、町内企業へ通勤する車が引き起こす渋滞の緩和や駐車場の確保、排ガスなどによる環境汚染といった問題を解決するため、公共交通機関の必要性は益々高まった。

町は二〇〇〇年七月に巡回バス試行に関する研究チームを作り、巡回の可能性の調査などをおこなった。経路を設定するために中型バスで走行したが、集落内は道幅も狭く定刻に運行できなかった。一〇人乗り程度のワゴンタイプであれば、くまなく運行ができたため、試行錯誤を重ね、二〇〇三年三月、巡回バス試行事務局はバスの試行運行（運賃無料）を開始した。

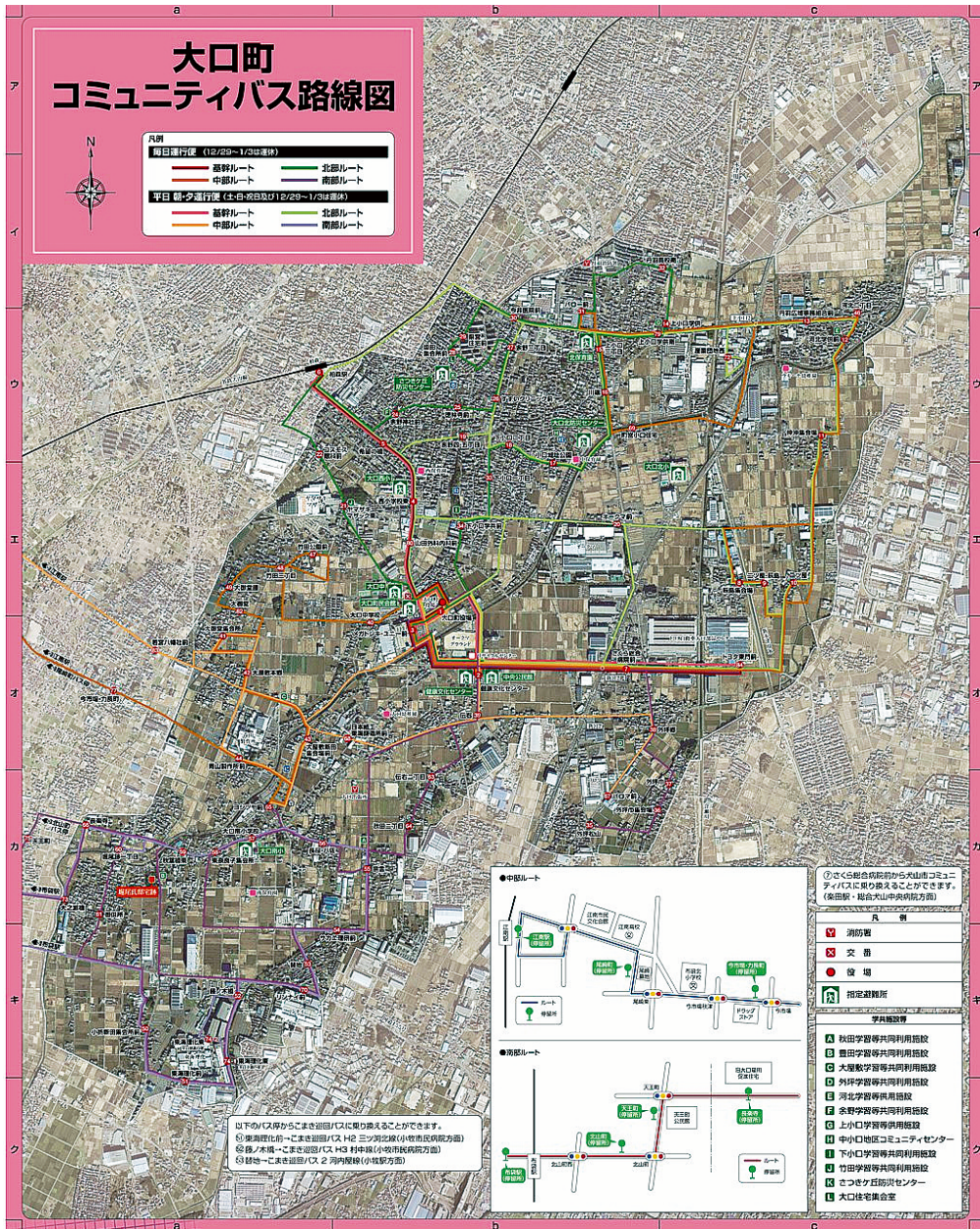
しかし、課題は多く、運行経費の町費負担を抑え、継続的に運行できる運営方法の確立と、町域を越えて近接する名鉄犬山線の駅（柏森駅・布袋駅・江南駅）までルートをと

延ばすことは、避けて通れなかった。

そこでまずは、利用者へのアンケートを取り、その結果を踏まえ、二〇〇五年八月から大人一〇〇円、小学生以下無料とする有償化実証実験をおこなった。同時に柏森駅・江南駅・布袋駅へ接続させ、ルート・ダイヤ・バス停設置などを配慮し、通勤バスとして利用してもらうよう町内企業に申し入れ、支援費を確保した。また、バスの車両に企業の広告を出資してもらうことで、広告収入も得られるようにした。以上の収入と県からの補助金をあわせ、運行に関する事業費のうち、町が負担する支出を大幅に圧縮できた。

この企業との連携によるコミュニティバスの運行という取組みにより、二〇一二年に愛知県「エコモビリティライフ推進表彰」を受賞した。朝の通勤通学の時間帯に、往路は駅を利用する人を、復路は駅から町内企業へ向かう人を乗せるという、バスをより効率的に運行する工夫であった。

そのほかにも、全町ネットワーク体制を合言葉に、町内のどこにいても三〇〇mほど歩けばバス停に到着できるコースを設定（2―2―52）し、狭小な道路でも通行できるワゴン型バス（2―2―53）を導入した。また、便ごとの乗客数



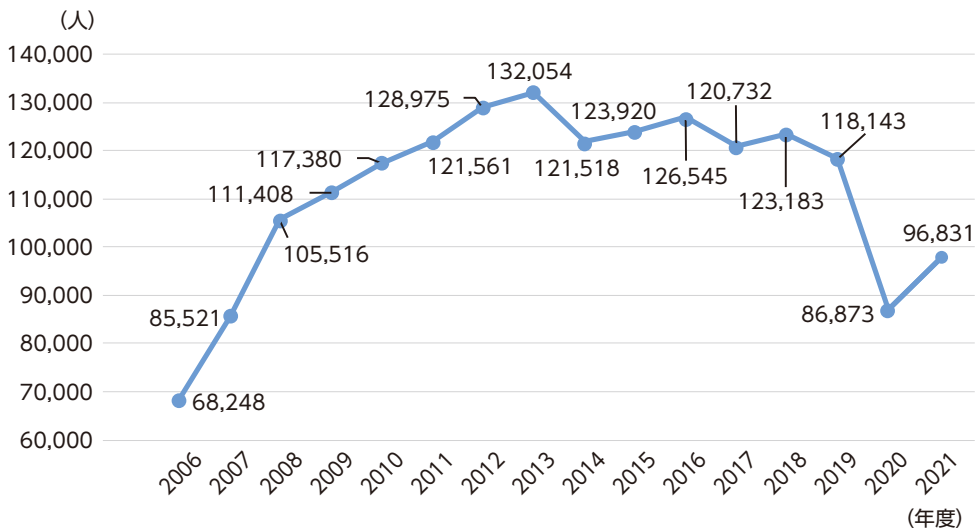
2-2-52 コミュニティバス路線図 (2023年)



2-2-53 導入当時のバス (2005年)

やバス停ごとの乗降状況データを収集し、毎年最適なダイヤに組み替えた。

二〇一二年には住民主導でバスを支援するコミュニティバスサポート隊が結成され、住民と行政が一緒に公共バスの課題を議論し、より利用しやすい仕組みを考える機会を持つようにした。このような取り組みを積み重ね、二〇一一年以降、利用者数は一二万人台で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の流行による高校・大学の休校、テレワークの増加により、二〇二〇年度は大幅に減少した(2-2-54)。



2-2-54 コミュニティバス利用者延べ人数 (『決算に係る主要施策の成果報告書』)

第五節 気持ちを伝える

郵便局

大口郵便局は、一九四三（昭和十八）年十月に無集配局として開設された。これは、近隣の町村に比べ非常に遅く、住民待望の開設となった（2―2―55）。開設前は、電報・郵便とも布袋郵便局が担当し、一九二七年から扶桑郵便局が担当した。

大口郵便局は、開設直後から業務の積極的な拡大がはかれ、貯金・郵便・為替・保険などを中心に利用度は高かった。一九四八年四月には、業務の総合的な拡張と充実のため、局舎を新築移転した。また、一九五五年には電信業務も一部開始した。

大口郵便局は開設以降、移転を繰り返しており（2―2―56）、当初は小口字宮前（現下小口一丁目）地内（①）にあったが、

郵便局名	開設年
布袋郵便局	1873（明治6）年
古知野郵便局	1899（明治34）年
扶桑郵便局	1908（明治41）年
大口郵便局	1943（昭和18）年

2-2-55 近隣郵便局開設年

一九四八年に小口字新田前（現下口七丁目）地内（②）に移った（2―2―57）。そして、一九七七年、道路の拡幅により小口字植松（現丸二丁目）地内（③）へ移転を余儀なくされた（2―2―58）。最初の移転では建物が完成するまで、当時の役場の敷地内（*）に仮移転していた。



2-2-56 大口郵便局移転位置図

一九八〇年代に入ると利用者の増加にともない、新たな郵便局の開設が望まれ、一九九五（平成七）年、秋田一丁目地内に大口南郵便局が開局された（2―2―59）。



2-2-58 大口郵便局 (1977年～)



2-2-57 大口郵便局 (1948年～)



2-2-59 大口南郵便局 (1995年～)

二〇〇七年十月から郵政民営化にともない、日本郵政株式会社の下に郵便局株式会社・郵便事業株式会社・株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険の四社が設立された。郵政民営化前までは、特定郵便局でも窓口で預かる

各種郵便物調べや各種貯金総額調べがあり、民営化後は業務の集約により個々の調査がされなくなった。なお、二〇二三（令和五）年現在、町内にある郵便ポストは二九か所（コンビニエンスストアを含む）である。

農事有線放送電話施設

この施設は、一九五六年度から始まった農林省（現農林水産省）の新農山漁村建設計画により補助対象に含められ、翌年六月に制定された有線放送電話に関する法律で業務を許可制とした。そして、農林漁業地域の電話普及対策として大口村農業協同組合は許可を受け、一九五八年に大口村公民館で有線放送開通式をおこなった。

一九六〇年における大口村全体の戸数一八七二戸に対し、有線放送電話を架設した加入者は一三六七戸で、加入率は七三％であった。一方、電話の加入者は住宅用のみが二六戸で加入率が六・七％と非常に低かった。有線放送電話の加入率は年々下がっていったが、これは非農家世帯の増加によるもので、加入戸数に大きな増減はない（2-2-60）。有線電話は当初、電話局と加入者間の一回線を複数の加入者が共有して利用できる共同方式であったため、同じ回

線の家は呼ばれなくてもスピーカーから、かすかに通話を聞くことができた。回線使用中で使えないことを知らせる役目があったとはいえ、通話の秘密保持はできなかつた。それでも有線電話の使用は非常に多く、交換手は休むひまがなかつた。自動接続機器導入までは、有線電話の使用を午後十時までに限っていた。

一九七二年、防衛庁（現防衛省）の基地周辺補助事業として、クロスバー方式全自動有線放送電話施設工事を実施し、電話機をダイヤル式による自動接続・秘話式に改善した。これにより、会話が他人に聞かれることはなくなり、より有効的な利用の拡大を計った。

放送の主な内容は農協・役場の連絡事項、火災などの緊急時の放送、学校・保育所などのお知らせであり、時には娯楽番組・教養番組なども盛り込み、町民に大変喜ばれた。しかしながら、一九七〇年代から電話の普及率が上がり

	加入戸数（戸）	加入率（％）
1958	1,367	—
1967	1,491	57.4
1973	1,496	28.5
1975	1,422	27.8
1983	1,334	27.8

2-2-60 有線放送電話の加入状況
（1958・67年は『大口町史』、1973年以降は『第4次大口町総合計画』）

有線電話の利用度は極端に減少した。また、テレビ視聴率の上昇とともに有線放送への関心が低くなった。農協がおこなう有線放送設備の老朽化が目立つ中、一九九〇年に役場庁舎内に行政防災無線の機器を設置し、翌年に防災行政無線受信機の戸別配布をおこなった。一九九二年四月一日から行政情報の放送を開始し、農協は開始をもって有線放送事業を廃止した。

通信環境の変化

一九五二年に、日本電信電話公社（以下「公社」）が設立されたが、一九五八年から運用を開始した有線電話の普及率の方が高かった（2-2-61）。公社の電話を新規に申し込むには一九五三年で加入者債券を購入するために約六万円が必要となり、さらに通話料も必要であった。

一九七九年の有線電話施設の使用料は、月々定額で五五〇円であった。また、全町内で公社の電話が交換手ではなく自動接続になった



2-2-61 昭和期の有線電話
（大口町歴史民俗資料館所蔵）

のは、一九六八年に下小口地内に大口電話交換局が扶桑電話交換局より離れ開局し、無人局ができてからであった。住宅用の固定電話は、一九七五年に普及率が九九%となった。一九八六年三月十九日午前〇時から、局番が九から九五の二ケタとなった。これにより、同じ市外局番（〇五八七）となった扶桑町・江南市・岩倉市・稲沢市への通話が市外局番を省略してかけられるようになった。

一九八五年、公社が民営化されると、それまで公社から貸与された黒い電話機から、留守番機能やファクシミリの送受信ができる家電製品としての多機能な電話機を自由に購入し、交換できるようになった。

一九八〇年代から一九九〇年代前半にかけては、ポケットベルが普及し、一九九一年にNTTから小型軽量化した携帯電話が発売された。その後、携帯電話は単なる通話機能だけでなく、カメラ機能のほか、様々な機能が付加された。

二〇一〇年代に入ると、コンピュータ機能を搭載したスマートフォンが普及が進み、連絡手段だけでなく、情報の収集・消費活動・支払いなど様々な機能が集約されるようになった。

大口町サイバータウン・プラン

一九九〇年代半ばからインターネットの接続がおこなわれるようになる、既存の電話回線を使い信号をデジタル化することにより、電話・FAX・インターネットを並行して使えるISDNが普及した。二〇〇〇年に入ると、ISDNよりも通信速度が格段に速いADSLが普及するようになった。さらに二〇〇〇年代の後半から光ファイバー回線・CATVの普及で、ブロードバンド（通信の高速化と大容量化）の定額接続サービスが始まり、各社の競争が激化した。

このようなデータ通信が発展する中、二〇〇一年八月の段階で、数年以内に町を含めてADSLを導入した事業を予定する通信事業者はなかった。人口規模などによる採算性の問題から、民間による情報通信基盤整備が遅れ、情報後進地域となることを憂慮していた中、ソフトバンク株式会社から「ADSLとIP電話（インターネット回線を使って通話する電話）を全町内で使えるようにする実験に協力願えないか」との申し入れがあった。

二〇〇一年十二月二十五日、町にソフトバンク株式会社そんぽんくの孫正義社長を迎え、酒井町長と大口町サイバータウン・

プランの共同記者会見を開催した。町全域に高速インターネット網であるADSL化を進め、情報の共有とまちづくりの優れた道具として活用していかうとするものであった。

光ケーブルは、新たに光ファイバーケーブルを敷設する必要があり、多額の設備投資が必要になるのに対し、ADSLは既存の電話回線網を利用するため、低コストで高速インターネット網を整備することが可能であった。その反面、電話交換局からの距離によって通信速度に差が出るデメリットもあったが、電話交換局が町域のほぼ中心にあり、交換局から直線3km以内の範囲に町全体が含まれ、距離の問題も比較的好条件であった。

Yahoo!BBのADSLモデムを各家庭で接続することで、自宅の一般電話がBBフォンとなり、通話料が全国一律、距離に関係なく低料金でBBフォン同士の通話料は無料になるメリットに着目し、インターネットを利用していない家庭でも電話の通話料が安くなり、全町ブロードバンド化を推進できると考えた。

翌二〇〇二年一月には、モニター三〇〇件を選定の上、二月下旬から実証実験を開始し、通話音声が安定しないなどの問題を克服した。また、通信データを発信する交換局

から3kmで通信速度に差が出ると考えられていたが、技術の改良の結果、5kmの地点でも安定した通信速度が保てるようになり、五月末で実証実験を終了した。

六月から、全町民を対象としたADSL回線(Yahoo!BBとNTT西日本)の受付が開始された。

SNS(ソーシャル・ネットワーク・システム)

町では、イベント情報や町政情報など様々な情報、災害時の防災情報を発信できるよう、二〇二〇年から公式SNSを開設した。フェイスブック(Facebook)・X(旧Twitter)・ライン(LINE)は、町ホームページと連動して、イベント情報や町政情報などを不定期に発信している。また、ユーチューブ(YouTube)では、町内で開催された行事の様や、五条川の桜の開花から散るまでの間、ライブ配信をするなど様々な動画配信を開始した。

第六節 きれいな暮らし

塵芥^{じんがい}処理

一九四五（昭和二十）年以降、戦後復興・経済発展が進む中、家庭などから排出されるごみによってハエや蚊の発生、伝染病の拡大など公衆衛生の問題が生じ、その対策として一九五四年に清掃法が制定された。ごみの収集・処分を担う市町村に、国・県が財政的・技術的援助をおこなうこと、住民にも収集に協力する義務が課せられた。

一九六〇年代の高度経済成長にともなう所得の増加や家電の急速な普及、スーパーマーケットの登場などによる販売方式や消費行動の変化により、大量生産・大量消費型の経済構造が進展し、ごみは急速に増加・多様化した。

また、活発な生産活動によって、事業所から排出される各種廃棄物の不適切な処理や不法投棄により公害問題が顕著化した。その対策として、一九七〇年に清掃法が全面改正され、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に区分した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定された。

一九八〇年代のバブル景気による消費増大や生産活動の

拡大によって、廃棄物排出量は増加し続けた。また、大型化した家電製品など適正処理が困難な廃棄物の出現や容器包装の使用拡大など、廃棄物の種類がより一層多様化した。また、ペットボトルが普及しはじめた。

一九九一（平成三）年に廃棄物処理法が改正され、廃棄物の排出抑制と分別・再生（再資源化）が法律の目的に加わり、以後、各種リサイクル法が制定された。

二〇〇〇年には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、三R（発生抑制：Reduce・再使用：Reuse・再生利用：Recycle）を推進する循環基本法が制定されたことで、大量消費社会の二十世紀から循環型社会の二十一世紀へ移行する節目となった。

その後、ごみ減量に向けた啓発活動や地域に根ざしたりサイクル活動、積極的な分別収集やその細分化などに住民が協力し、産業廃棄物に関する規制も強化されるなど、実効性ある対策が講じられ、持続可能な社会（SDGs）への取組みにつながっている。

本節では、町内に所在する環境及び資源に関する各施設について述べていく（2-2-62）。

中間処理（ごみ焼却）

一九六七年、一市二町（江南市・大口町・扶桑町）による江南市扶桑町大口町衛生組合が設立された。同年には、ごみ焼却施設の建設用地を大口町大字河北字南川田^{こぎた}地内（管理棟は河北字柳原。現大口町河北一丁目地内）と定め、十一月には工事を始めた。

一九六九年五月一日、ごみ焼却施設（処理能力…二二〇t／二四時間）の竣工式^{しゅんこう}がおこなわれ、七月から正式に稼働を開始した。竣工当時は、炭鉱離職者が多く採用され、施設内に職員用の住居が併設された（2-2-63）。

一九八二年には、ごみ焼却施設の全面改修（処理能力…一五〇t／二四時間⇨七五t／二四時間×二炉）と粗大ご



2-2-62 環境及び資源に関する施設位置図

み処理施設が併設され、組合名を江南丹羽環境管理組合に改称し、施設名称を環境美化センターとした（2-2-64）。八月十四日に焼却炉の火入れ式がおこなわれ、十一月一日から正式に運転を開始した。

一九九一年には最終処分場が併設され、焼却灰にセメントを混ぜた固化灰を埋めている。また、一九九九年度から二〇〇一年度にかけて、排ガス高度処理施設整備工事を実施した。さらに、二〇〇九年度から二〇一一年度にかけて、老朽化した設備の機能回復、安全で安定的な燃焼維持を目的とした基幹整備補修工事をおこない、二〇一三年度には、環境美化センター建屋の耐震補強工事及び外壁や屋上などの劣化部補修工事を実施した。



2-2-63 ごみ焼却施設（1970年代前半）
手前に職員用住居が見える。



2-2-64 更新された環境美化センター
（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設）

なぜ大口町にごみ焼却場ができたのか

父親や近所の年長者から聞いたという、河北にお住いの方々の話です。

江南市・大口町・扶桑町の一市二町で、広域ごみ焼却場を作ることになり、昭和四十年頃から各市町の候補地を出して検討を始めました。しかし、候補地となった各市町の地区からは反発が強く、場所選びは難航しました。

当然、大口町から出した河北の候補地にも、「なぜ大口町なのか。なぜ河北なのか」という反発がありました。

河北は町の北の端の水田地帯。その北側に犬山市の屠畜場とくじやうばうがあり、その血などが水田に流れ込んでいたため米の収量が少なく、しかも、野犬やカラスが集まって、大人でも近づくのをためらうような場所でした。

「米はあまり取れんし、野犬も多い。河北の集落からも少し離れている。どうしても、どこかが受けないと決まらないのであれば」

そんな先人の想いがあって、大口町が受け入れることに決まったのではということでした。

新ごみ処理施設の設置

県は、国が推進するごみ処理の広域化政策に基づき、一九九八年度に第一愛知県ごみ焼却処理広域化計画を策定した。その計画では、県内を二三ブロックに区割りして、町は、犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・扶桑町とともに、尾張北部ブロックに位置づけられた。

これを受けて四市二町は、協議を重ねたものの難航し、四市二町の枠組みを維持しながらも、第一小ブロック（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）と第二小ブロック（小牧市・岩倉市）に分けて広域化を進めることとなった。

町が所属する第一小ブロックでは、ごみ処理広域化実施計画を二〇〇九年に策定した。第一小ブロック管内にある犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターは、両施設とも稼働後四〇年が経過しており、県内では最も古く、全国的にみても老朽化が進んだ施設であった。このため早期に新しいごみ処理施設を整備する必要性から、二〇一七年に新ごみ処理施設整備の事業主体となる一部事務組合として尾張北部環境組合が設立され、江南市内に新たなごみ処理施設の建設に着手した。

粗大ごみ処理

一九八二年、江南丹羽環境管理組合敷地内に粗大ごみ処理施設（処理能力・三〇t／五時間）を設置し、破碎処理の上、可燃物は焼却、金属類は回収し、資源化をした（2―2―65）。

	搬入量（t）
1982年度	13
1992年度	169
1997年度	164
2002年度	160
2007年度	146
2012年度	175
2017年度	200
2022年度	258

2-2-65 町が直接搬入した粗大ごみの搬入量

最終処分場

一九九一年、江南丹羽環境管理組合敷地内に最終処分場を整備し、焼却により発生した固化灰及び不燃物の埋立てを開始した（2―2―66）。

一九九五年より最終処分場の延命化を図るため、公益財団法人愛知臨海環境整備センターの埋立場に搬出を開始した。二〇二二（令和四）年度末の最終処分場の埋立量は、約五三％である。



2-2-66 最終処分場

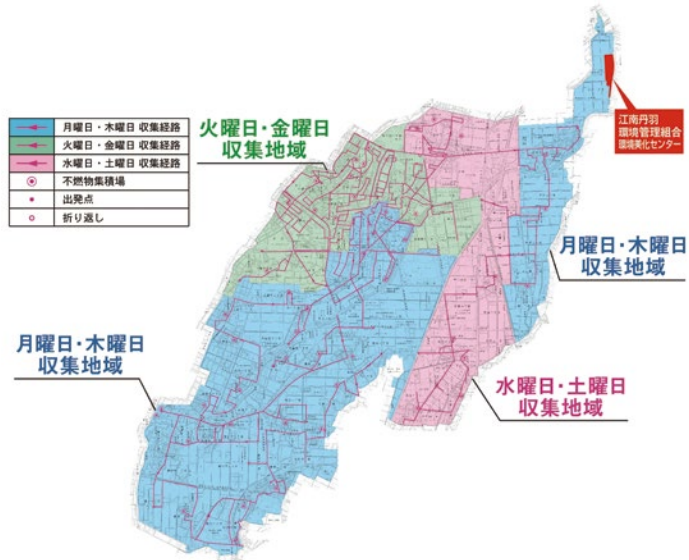
家庭ごみ収集

大型消費生活が進行する中、各家庭からは排出されるごみは増加し、生活環境衛生上、ごみの収集については、迅速化が計られるとともに、不法投棄の絶滅などが求められた。一九七一年にごみ（可燃物・不燃物）の収集を開始し、一九八五年からは、可燃ごみの収集が週二回になった（2―2―67）。

不燃物・資源ごみ収集

二〇二三年現在、各地区とも月一回、指定の集積場で収集している。

なお、町で分別収集が初めておこなわれるようになったのは、一九七六年に開始した空きカンの分別収集が最初であり、分別種類は次第に増加した（2-2-68）。



2-2-67 可燃ごみ収集経路
 (『2022年度大口町まちのカレンダー』)

	分別収集の内容
1976年度	空きカンの分別収集開始
1978年度	空きビンの分別収集開始
1980年度	不燃物の分別収集開始
1981年度	指定月を設けて粗大ごみを集中的に収集開始
1991年度	廃棄物処理法が改正、廃棄物の排出抑制と分別・再生（再資源化）・各種リサイクル法が制定 粗大ごみの収集を毎月実施
1993年度	アルミ缶の分別収集開始
1996年度	ペットボトル・食品トレー・蛍光管の分別収集開始
1999年度	廃食用油の分別収集開始
2000年度	容器包装リサイクル法スタートで容器包装類の分別収集開始
2002年度	資源リサイクルステーション設置（2007年移設）
2014年度	資源ごみ分別啓発DVDの制作・貸出

2-2-68 分別収集のあゆみ

ごみの減量化

一九九一年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の排出抑制と分別・再生（再資源化）が法律の目的に加わった。

ごみ焼却場が立地する町内では、住民の理解・協力もあって、ごみ排出・処分に関する様々な取組みを実施してきている。

ごみの分別に関する経緯については既に説明したが、そのほかにも生ごみ処理機器購入助成にも取り組んでいた。しかし、ごみ減量化について本格的に取り組みはじめたのは、酒井町長が提唱した全町農業公園構想を起点とする。

構想の中心に位置づけられていたのが、家庭ごみの残菜の減量であった。町内では残菜は家庭において庭先や田畑で処分する文化が根付いていたが、ごみ焼却場の稼働や生活水準の向上によって、その多くは焼却処分されるようになっていた。町ではそれを再度、堆肥化して田畑や花壇へ戻すことにより焼却量の減量を試みた。

生ごみ堆肥化の取組み

暮らしの中でごみ減量化が意識されはじめ、さまざまなアイデアが生まれ実践されてきた。例えばエコバッグの持ち歩きによるレジ袋の削減、詰め替え用商品の利用による使い捨て容器の削減、資源ごみのリサイクルなど、これまでに徐々に浸透してきているが、意識された当初は地球環境を守るため、よりいっそう目に見える形でごみの減量に関する取組みが求められた。二〇〇二年、全町農業公園構想事業の一環として生ごみ堆肥化企画会議を設け、町の現状にあわせた堆肥化について協議をおこなった。二〇〇三年、ごみ焼却場が立地している河北地区（こきた）が、他地区に先んじて生ごみの減量化を目指す実験的な取組みに参加した。

取組みの考え方は、多量の水分を含む生ごみは燃やすのに膨大なエネルギーを使い、燃やすことによる一酸化炭素の排出も無視できない。生ごみを堆肥にすることにより、ゴミ減量だけでなく土壌改良につながれば、まさに一石二鳥ということであった。

そこで、岐阜大学（はやしずむ）の林進教授の監修を受け、ドラム缶を使った手作りの堆肥化装置を河北グラウンドの駐輪場に並べ、デモンストレーションがおこなわれた（2―2―69）。

発酵の促進と臭気を抑えるため納豆菌を使い、装置内を攪拌する作業を二四時間おこなった。生ごみ投入後、二週間ほどででき上がった有機質の堆肥は、月一回資源ごみの回収日に河北学供・仲沖集会場・二ツ屋学共で無料配布された。このデモンストレーションを実施するにあたり、なくてはならなかったのが地域住民の協力であった。各家庭で生ごみをしっかりと分別して出すのはもちろんのこと、収集には地域の老人クラブのグラウンドゴルフ会員が参加した。

早朝に役場職員が河北地区内の数か所に計二〇個ほどのポリバケツを設置し、回収時間にあわせ老人クラブの会員が手分けして軽トラックで回収する作業を週二回おこない、それが二年ほど続いた。

この手作り堆肥化装置は地域住民に徐々に受け入れられ、自分たちの施設として大切にされるよ



2-2-69 駐輪場に置かれた堆肥化装置

うになった。ほうきなどの掃除道具を常備して住民による掃除や、脱臭装置の取り付けがなされ、河北地区のごみ分別意識はさらに高くなった。

堆肥化装置が行政と住民の交流の橋渡しとなり、また、住民の力が結集するきっかけとなり、二〇〇五年の資源循環型生産システムシンポジウム（資源循環型生産システム研究会主催）において、大口町生ごみ堆肥化プロジェクトは会長賞を受賞した。

この取組みをきっかけに、住民の活動団体も誕生した。焼却ごみ減量促進活動により環境保全意識を高めることを目標に掲げた河北エコ・リサイクルの会である。この団体は生ごみの堆肥化に協力し、でき上がった堆肥を積極的に土壌改良に利用した（2-2-70）。



2-2-70 堆肥でつくった野菜

河北エコステーション

河北グラウンドの駐輪場を使った実証実験を経て、二〇〇四年十一月、江南丹羽環境管理組合の一角に、河北エコステーション（食品廃棄物堆肥化施設）を開設した（2-2-71）。生ごみを生分解する菌の活動を助ける加温や攪拌^{かくはん}を自動でおこなう堆肥化機械を三台設置し、生ごみの収集から機械を操作し堆肥を搬出するところまで、河北区民の協力により運営した。この処理機は、生ごみの投入後、五日間で生分解により堆肥化するもので、その堆肥は野菜作りに活用されたが、生ごみの分別や収集の手間から結果として活動の拡がりをみることはなかった。



2-2-71 河北エコステーションの
外観（上）と内部（下）

可燃ごみ二〇％減量への取組み

愛・地球博が開催された二〇〇五年時点では、町の年間可燃ごみ焼却量が増え続けていた。

可燃ごみ袋を開け分析すると、重量比で四〇％程度のリサイクル可能なプラスチック類や紙類のごみで、これをどうやって減らしていくのかが大きな課題となり、住民・事業所・行政・団体が一体となって減らす工夫はできないかという強い想いがあった。

こうしたことから、町では二〇〇五年十一月二十六日に町民会館で焼却ごみ減量町民集会を開催し、可燃ごみ量を二〇〇四年度比で二〇％減量を目標とする焼却ごみ減量宣言を採択した。

以後、二〇一一年度末時点で家庭系、事業系を含め約一％の可燃ごみが減量できたが、二〇二〇年の時点においても、目標値である二〇％には至っていない。

資源リサイクルセンターの設置

二〇〇二年八月、下小口二丁目地内（旧愛知北農業協同組合大口北支店の北側）に開設し、その後二〇〇七年四月、下小口六丁目地内（現オークマガグラウンドの南側）に、大口町資源リサイクルセンターを移設した（2-2-72）。ごみの分別を確実におこない、焼却ごみを減らすことが開設の目的であった。月曜日から土曜日まで、いつでもごみを持ち込めることから、住民の評判もよく、利用者数も高い水準で推移してきた。

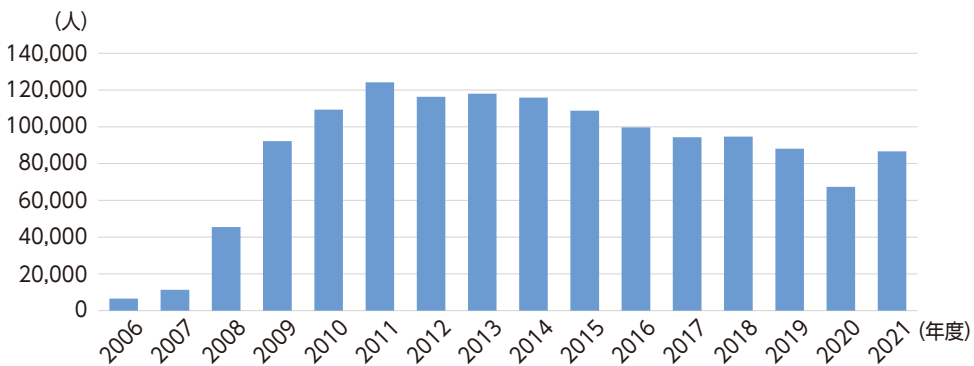
あわせて、施設の利用促進啓発とごみ減量によって節減できた経費を利用者に還元することを意図して、助成制度を設けた（二〇二〇年廃止）。

しかし、二〇一六年頃から、スーパーマーケットや民間業者が積極的に資源回収に取り組んだことから、利用者は減少傾向となった（2-2-73）。

二〇二二年度、開業日を火曜日から土曜日の週五日に変更した。



2-2-72 資源リサイクルセンター（外観（左） 内部（右））



2-2-73 資源リサイクルセンター利用者延べ人数（『決算に係る主要施策の成果報告書』）

有機資源回収（剪定枝・草）

二〇〇六年十二月に豊田地区内、二〇一六年四月に二ツ屋地区内（大和エンタープライズ株式会社敷地内）に、循環型社会形成の一環として剪定枝・草・竹を分別収集する目的で、それぞれ有機資源保管所を設置した（2-2-74・75）。今まで焼却ごみの中にくままれていた枝や草を資源として扱い、焼却ごみを減らした。豊田地区の収集日は金曜日・日曜日、二ツ屋地区は土曜日と月曜日に収集をおこなう、町全体として週四回の収集とした。

集められた剪定枝の一部は破砕機を使って細かく破碎し、土壌改良材やマルチング材としたうえで、住民に対し無償で配布をおこなった。



2-2-74 豊田有機資源保管所



2-2-75 二ツ屋有機資源保管所

野焼きの禁止

昭和初期、九割以上が農家であった大口町域において、屋敷の庭は農作業ができるよう広くとられていた。家庭から出るごみは庭で焼却し、大きなごみは田畑で焼却した。

生ごみも、台所からの排水も水路に流れ出す手前に大きな穴があり、その沈殿物と共に庭の隅もしくは田畑に埋めて、それが微生物によって発酵分解されて肥料となり、土に混ぜることで肥沃な土を作る、まさに循環型の生活であった。

一九六九年ごみ焼却施設が操業を開始したが、多くの家庭では、しばらく以前と同様の対応をしていたが、暮らしが豊かになり、生活用品にプラスチック類など、処理しづらいものや燃やすと有害な煙などを出すものが増え、野焼きと称される自家処分が問題視されるようになった。

二〇〇一年四月、廃棄物処理法の改正によって原則、ごみなどの野外焼却が禁止となった。庭先などでのごみの焼却は禁止行為となり、次第に家庭用の焼却炉は撤去され、田畑での雑草や剪定枝の焼却も、消毒成分などによるダイオキシン発生懸念と、煙やにおいなどから問題視されるようになった。

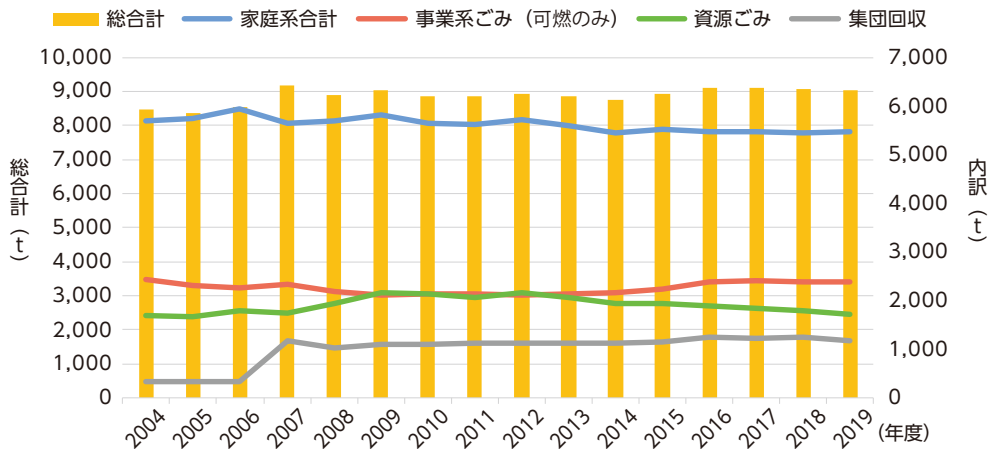
ごみ排出量の推移

町内におけるごみ排出量の推移を概観する(2-2-76)。家庭系ごみは、二〇〇六年度にかけて増加するものの、その後徐々に減少し、二〇一四年度以降はほぼ横ばいの傾向を示している。

一方、事業系可燃ごみについては、事業所数の減少、民間の再生資源業者などを活用した生ごみの資源化などの取り組みにより、二〇一三年度では二〇〇四年度比で約一三%減少している。二〇〇八年度以降は横ばいに推移していたが、二〇一五年度以降増加している。

集団回収量は、二〇〇七年度から団体登録した町内事業所に対しても、資源ごみの集団回収助成金制度を実施したことにより増加しており、二〇〇九年度からの一〇年間で約一割増加している。

町の資源ごみ排出量は、二〇〇四年度の一六八八tから二〇一二年度は二一七三tへ、増減を繰り返しながら増加し、その後は二〇一八年度まで一七九七tへ、緩やかに減少している。これはスーパ一の店頭回収や民間の拠点型回収の増加の影響ではないかと考えられる。



2-2-76 ごみ排出量の推移 (『大口町ごみ処理基本計画』)

し尿処理

一九六一年に愛北衛生処理組合を設立し、一九六四年からし尿処理が始まった。この組合は四市二町（犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町）で構成され、プラントを岩倉市野寄のよりに設け処理をおこなってきた。

一九八七年に小牧市が脱退したが、プラントの更新を重ね、一九九三年に、し尿施設の更新と下水処理施設を新設するため敷地内の再整備をして、施設名称を愛北クリーンセンターとした（2-2-77）。

一九九九年には愛北衛生処理組合と、尾張北部聖苑・尾北広域事務組合を統合して、愛北広域事務組合として名称変更した。これは、尾北広域事務組合が所管していた伝染病患者の収容隔離及び治療に関する事務事業が廃止され、農業共済事務も二〇〇三年には尾張農業共済事務組合に移譲されることになったこと、三つの組合が同じ三市二町（犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町）で構成されていたことにより統合された。

下水普及率が二〇〇六年に前年の二三・三%から五三・七%と急激に上がると、し尿収集量は二〇〇八年から下がりはじめている（2-2-78）。

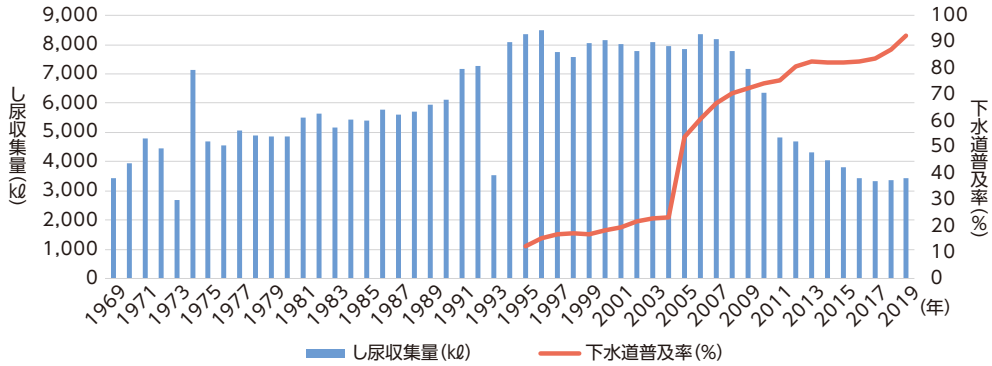
し尿 (A)	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量
大口町	476.51	1.95	445.16	1.82	406.2	1.66	420.14	1.75	364.73	1.5
他市町	6377.32	26.14	6311.71	25.87	6073.31	24.79	5512.92	22.96	4909.52	20.2
合計	6853.83	28.09	6756.87	27.69	6479.51	26.45	5933.06	24.71	5274.25	21.7
1日当たりの処理量	18.78kl/日		18.51kl/日		17.75kl/日		16.21kl/日		14.45kl/日	

浄化槽汚泥 (B)	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量
大口町	2945.05	12.07	2898.1	11.88	2976.5	12.15	3013.97	12.56	3473.24	14.29
他市町	68754.57	281.78	70116.22	287.36	69959.81	285.55	71213.29	296.72	72494.67	298.32
合計	71699.62	293.85	73014.32	299.24	72936.31	297.7	74227.26	309.28	75967.91	312.61
1日当たりの処理量	196.44kl/日		200.03923kl/日		199.83kl/日		202.81kl/日		208.13kl/日	

合計 (A) + (B)	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量	年間搬入量	日量
大口町	3421.56	14.02	3343.26	13.7	3382.7	13.81	3434.11	14.31	3837.97	15.79
他市町	75131.89	307.92	76427.93	313.23	76033.12	310.34	76726.21	319.7	77404.19	318.54
合計	78553.45	321.94	79771.19	326.93	79415.82	324.15	80160.32	334.00	81242.16	334.33
1日当たりの処理量	215.21kl/日		218.55kl/日		217.58kl/日		219.02kl/日		222.58kl/日	

※日量の分母搬入日数 244 244 245 240 243
2019年のみ366日で計算

2-2-77 愛北クリーンセンターへの搬入量



2-2-78 し尿収集量と下水道普及率（『愛知県統計年鑑』）

下水道事業

生活雑排水は、農家にあつては敷地内に水路を作り地下に浸透又は自然蒸発を待つ、あるいは稲作用水路に流入するといった不衛生な処理の状況であったが、経済発展によってその改善が求められる時代になった。

公共下水道事業は、一九六八年、県において総合排水対策の検討が始まり、翌年には愛知県広域下水道調査計画会議が設置されたことに端を発する。

町は県の計画によって、町域の中央を貫流する五条川の左岸と右岸に処理区域が分けられ、左岸処理区は一九七七年、右岸処理区は一九九二年に、それぞれ流域下水道事業として都市計画決定され、事業に着手した。また、町は一九八八年に大口町公共下水道基本計画を策定し、県の計画見直しにあわせて見直しをおこなった（2-2-79）。具体的に町における公共下水道事業は、県が流域下水道事業として、処理場及び処理場から町境までの幹線管路を整備し、町は流域下水道関連公共下水道事業として、区域内の管路を整備することとなった。

町が実施した整備は、一九八八年に五条川左岸流域の管路整備（処理場は小牧市に所在する五条川左岸浄化セン

ター)に着手し、一九九六年から供用を開始した。その後、一九九八年に五条川右岸流域の管路整備(処理場は岩倉市に所在する五条川右岸浄化センター)にも着手し、二〇〇六年から供用を開始した。二〇一七年には普及率が八三・七%まで上がった。

また、一九九一年、生活排水対策として家庭用の小型合併処理浄化槽の設置補助事業を開始した。さらに一九八三年、五条川右岸流域下水道区域の大屋敷地区と豊田地区の一部を対象区域とした農業集落家庭排水処理事業(農村総合整備モデル事業)に着手し、一九九一年、大口町農業集落家庭排水処理施設である大口クリーンセンターを設置して供用を開始し、下水処理の一端を担った。二〇二〇年、処理場の老朽化にともない排水管を五条川右岸公共下水道に接続して処理場を廃止したため、農業集落家庭排水事業に幕を下ろした。

公務員は、つらいよ

県営垣田住宅は、伊勢湾台風の被害にあわれた方々の住居として、今では考えられない、マッチ箱を並べたような小さな平屋が肩を寄せ合うように建っていました。

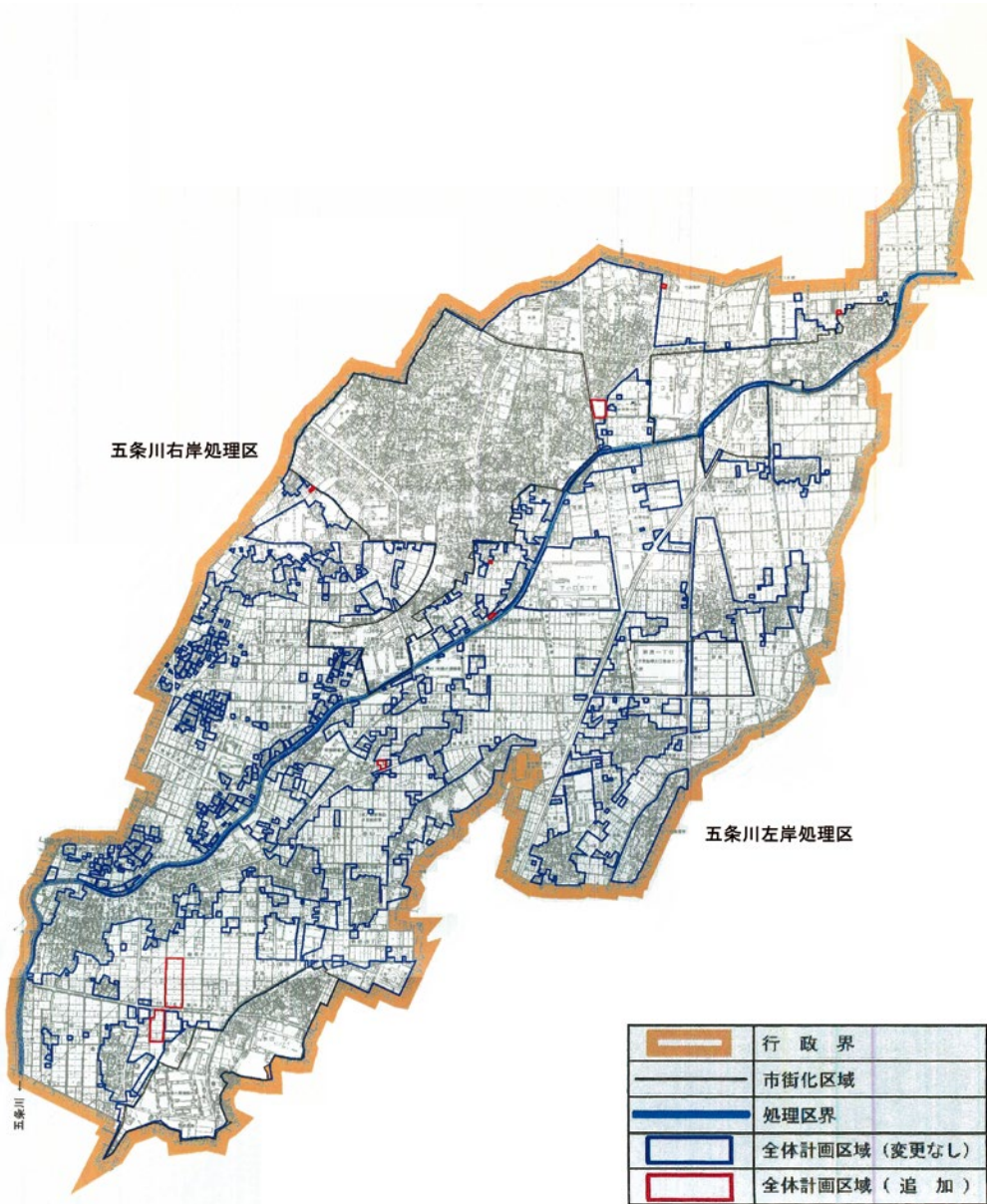
一九七九年、住宅が新しく鉄筋四階建に替わるという明るいニュースが流れ住民はホッとなりましたが、県から汚水処理場を南の角にすると、隣接する区と住民に説明がありました。

毎日目にするのはごめん、臭いも気になると反対する住民に、工事する側は、「土地が低いから流しやすい、悪臭も最新の科学的処理をおこなうから大丈夫」と説明され、納得の案が出ずに皆、行き詰まっていた折、ある方の家の側に持って行く案が出されたのです。

その方は公務員で、県からも再三何とかできないのかと随分懇願されたとのことでした。家に帰れば家族から「引越した方がいいよね」と板挟みにあい苦悩の日々。県の意向も、住民の立場も知り尽くされておられ、心ならずも受け入れざるを得なかったとか。

周りの住民は皆、その方に感謝しました。

(昭和二十年生まれ)



2-2-79 下水道計画図（『大口町公共下水道基本計画説明書』2021年度）

上水道

町内において昔から生活用水は、すべての家庭が井戸水を使用していた。井戸は大部分が戸外にあるため、日常生活の中で不便な面もあった。

一九四〇年代後半、村内在来の井戸水では良質な水を得ることが難しくなり、簡易水道をつくる声が高まった。県も一九五〇年に補助制度を設けて集落単位の小規模な簡易水道の普及に努めていた。さらに一九五二年からは国の補助制度も新設され、普及に拍車がかかった。

一九五四年四月、下小口地区の竹田集落に、同年十月には豊田地区の小折新田集落にそれぞれ簡易水道が敷設された。両集落の敷設工事については、地元住民による労力提供とともに、工事費の四分の一は県費補助をうけて完了した。竹田集落では四八戸、小折新田集落では二九戸が簡易水道を利用し、各戸の生活改善とともに集落の環境衛生面でも大きな効果があった。この成果が周辺地区への普及に大きな力となった。

その後、一九五六年七月には豊田地区全域と秋田地区の一部、小口・余野地区が村の援助をうけ、南部水道・北部水道と称した簡易水道を敷設した。これらは村営水道で、

工事費の四分の一が国費補助をうけて同年十一月に竣工した。

そして秋田地区の替地集落を皮切りに、大屋敷地区・秋田地区の未敷設集落にも簡易水道が完成し、つづいて河北・外坪地区にも敷設されるなど、村一円に簡易水道ができた。こうして当時の村内では、十一か所に水道組合ができ、簡易水道の管理運営をおこなった。

この際、大屋敷地区では、一九五七年八月六日午前十時から中部簡易水道という名称で竣工がおこなわれた。勤労奉仕により、水道管の埋設工事は住民も手伝った。

一九五七年、水道法が制定されると、各地区の簡易水道は順次、行政の管理に移行し、一九七〇年より町内一円が大町営水道となり、安定供給に努めた。

尾張北部水道企業団

一九六〇年代に入ると、全国的に急激な都市化による井戸の乱掘と過剰揚水のため、地下水位の低下による水量不足と水質悪化が社会問題となった。

尾張地域全体における水資源の有効な利用開発と、将来を見通した計画を進めるため、当該市町村長が県へ働きかけた。その結果、県は愛知県営尾張上水道供給事業計画を立案し、木曾川を水源とする尾張地域全体の水道事業を推進した。この事業の一環として、大口町及び扶桑町は、一九七二年四月、尾張北部水道企業団を現大口町河北二丁目^{こぎた}地内に設立した。

当初は、町の町営水道と、扶桑町の町営水道・水道組合の簡易水道を統合し、既存の水源施設を改良して給水事業を開始した。一九七五年からは、木曾川にある取水口から県営犬山浄水場で浄化した県営水道（以下「県水」）を河北配水場へ受水するようになり、井戸から汲み上げた地下水（以下「自己水」）では不足する水量を県水で補うようになった。

一九七五年当初、県水の受水量は、総配水量の一〇％にも満たなかったが、一九八六年から県水受水量が自己水量

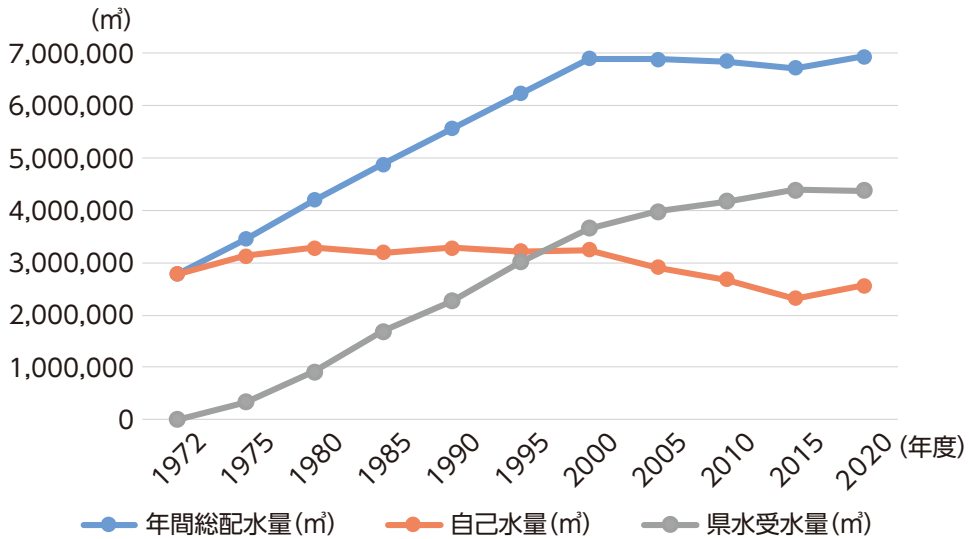
を上回るようになった（2―2―80）。県水は、河北配水場から補給水として、町及び扶桑町に点在する配水場へ送られ、深井戸から汲み上げた自己水に加え、塩素滅菌されたのちに各家庭に供給された。

また、第一期拡張事業に着手し、一九七五年三月には河北配水場管理棟竣工^{しゅんこう}、一九八一年までに二基（四六〇〇m³×二池）の配水池（貯水タンク）を設置し事業を完了した。一九八五年以降、簡易水道敷設の頃から使っている老朽化した給水管布設替五か年計画・漏水対策年次計画・水道整備実施計画を策定・更新しながら、上水道の安定供給に努めている。

丹羽広域事務組合

二〇〇二年四月、尾張北部水道企業団と丹羽消防組合は、事務の効率化と経費削減を目的に、丹羽広域事務組合として統合した。この組合は、水道・消防・事務局の三部門を設置し、両組織に共通する事務を一本化した。

また、施設の健全化と効率・効果的運用を目指し、施設の統廃合に取り組み、二〇二〇（令和二）年には扶桑北部配水場を新設した。二〇二三年現在、六か所の配水場と九つの水源を効率・効果的に運用し、両町の給水を担っている。



2-2-80 年間総配水量中の自己水と県水の量 (管内)
 (『水道事業年報』)

上水道の話 ～丹羽広域事務組合水道部より～

大口町には、水道設備が整っており、いつでも蛇口をひねれば安全な水を安定的に使うことができます。しかし、昔から水道が普及していたわけではありません。日本の水道普及率は九八%以上となり、徐々に普及率が上昇してきました。

では、水道がなかった時代ではどのような水を利用していたのでしょうか。川に流れる漂流水、地中を掘って地下水を利用する井戸水など、地域の人々みなで使っていました。なぜ水道が普及したかという点、川や井戸の水に病原菌が発生する事案が多数発生し、不衛生な水の使用による感染症が増加したからです。

そこで、一八八七（明治二十）年に日本で初めてとなる水道が横浜市で生まれ、以降、全国的に上水道が発達しました。大口町では、一九七二年に尾張北部水道企業が発足し、近代的な上水道の創設・発展に取り組んできました。

世界的に見ても日本の水道事業はトップクラスを走り続け、蛇口からの水を飲む国は日本を含めて一〇か国程度しかありません。丹羽広域事務組合水道部では、「いつでも・どこでも・いつまでも」をスローガンに掲げ、安心・安全で安定した水道をめざし、施設の維持を怠らず持続可能な水道供給を目指しています。

(昭和四十七年生まれ)

